

全国厚生労働関係部局長 会議（厚生分科会）資料

平成22年1月15日（金）

雇用均等・児童家庭局

目 次

(重点事項)

1. 子ども手当について 3
2. 父子家庭への児童扶養手当の支給について 4
3. 明日の安心と成長のための緊急経済対策について 4
 - ・ 待機児童解消への取組について
 - ・ 母子家庭等の在宅就労支援について
 - ・ 育児・介護休業トラブル防止指導員の設置について
 - ・ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革について
4. 地方分権改革（保育所の基準関係）について 5

(予算案概要)

- 平成22年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要 9

(連絡事項)

1. 子ども手当について 21
2. 総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について 24
 - (1) 児童扶養手当について
 - (2) 母子家庭等自立支援対策について
3. 保育対策等について 29
 - (1) 地方分権改革（保育所の基準関係）について
 - (2) 緊急経済対策（21年度2次補正）について
 - (3) 22年度予算案について
4. 少子化対策の推進について 32
 - (1) 少子化対策特別部会の議論の整理について
 - (2) 子ども・子育てビジョン（仮称）について
 - (3) 改正育児・介護休業法の施行について
 - (4) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について

5. 地域の子育て支援の推進について	35
次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について	
6. 放課後児童健全育成対策について	38
(1) 「放課後子どもプラン」について	
(2) 児童育成事業推進等対策事業の活用について	
(3) 児童委員について	
(4) 児童福祉週間について	
7. 児童虐待防止対策について	44
(1) 児童の安全確認・安全確保の徹底について	
(2) 児童相談所・市町村の体制強化について	
(3) 児童虐待防止のための親権制度研究会について	
8. 社会的養護体制の拡充について	49
(1) 里親委託等の推進について	
(2) 施設退所後の支援について	
(3) 児童福祉施設等におけるケアの充実について	
(4) 子育てビジョン（仮称）の策定について（社会的養護関連）	
(5) 施設機能見直しのための調査	
9. 母子保健対策について	53
(1) 妊婦健康診査等について	
(2) 不妊治療に対する支援について	
(3) 「健やか親子21」第2回中間評価について	
10. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイレンス）対策等について	55
(1) 婦人相談所等の体制の強化について	
(2) DV被害者に対する自立支援等について	
(3) 人身取引被害者の保護について	
11. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について	58
(1) 児童福祉施設等の整備について	
(2) 児童福祉施設等の運営について	
12. その他	65

(関連資料)

資料 1	子ども手当の創設	69
資料 2	子ども手当の創設について	70
資料 3	子ども手当の創設（平成22年度予算案）	71
資料 4	平成22年度における子ども手当に係る費用負担について	72
資料 5	年金特別会計児童手当勘定の主な歳出	73
資料 6	子ども手当交付金の算定について（検討中）	74
資料 7	子ども手当の円滑な実施（システム経費）	75
資料 8	平成22年度予算における子ども手当等の 取扱いについて（平成21年12月23日4大臣合意）	76
資料 9	平成22年度保育所運営費国庫負担金における 保育所徴収基準額表（案）	78
資料 10	仕事と家庭の両立支援対策の概要	79
資料 11	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案の概要	80
資料 12	育児・介護休業法の概要	83
資料 13	次世代育成支援対策推進法（改正後の概要）	84
資料 14	次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について	85
資料 15	都道府県別一般事業主行動計画策定の届出及び認定状況	86
資料 16	平成22年度 放課後子どもプラン推進事業補助金 放課後児童健全育成事業等分単価（基準額）（案）	87
資料 17	円滑な児童委員・主任児童委員活動について（依頼）	88
資料 18	「地域子育て環境づくり支援事業」について	91
資料 19	妊婦健康診査の公費負担の状況について	92
資料 20	「人身取引対策行動計画2009」の概要	93
資料 21	厚生労働省における人身取引被害者への対応	94

(重点事項)

(重点事項)

1. 子ども手当について

- 子ども手当については、「平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて」(平成21年12月23日4大臣合意)に基づき、平成22年度政府予算案に所要額を計上しており、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出することとしている。

(1) 子ども手当の概要

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額13,000円を支給する。

- ・所得制限は設けない。
- ・支給事務の主体は市区町村（公務員については所属庁）。
- ・支払月は6月、10月、2月。
- ・子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。（公務員については、全額を所属庁から支給）

※児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施。

※子ども手当を市町村に寄附できる仕組みを検討中。

(2) 平成22年度予算案について

○給付費：2兆2,554億円（10か月分）

（国庫負担金：1兆4,556億円）

○事務費：166億円

※子ども手当の実施にあたって地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。

※子ども手当の円滑な実施を図るため、市町村のシステム経費(123億円)について平成21年度二次補正予算案に計上。

(3) 法案について

平成22年度分の子ども手当の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出予定。（平成22年4月1日施行予定）

※平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出。

- 子ども手当の円滑な実施を図るためには、都道府県、市町村のご協力が不可欠であり、何卒、よろしくご協力をお願いしたい。
- 子ども手当の円滑な実施を図るため、市町村のシステム経費（123億円）について平成21年度第二次補正予算案に計上しているところであり、ご活用をお願いしたい。
- また、子ども手当の実施に当たっては、支給対象者増への対応が課題であると考えており、申請者の手続きの簡素化を図るとともに、市町村の事務負担の軽減を図るため、既児童手当受給者の認定請求の免除や、認定請求の猶予期間を設ける等の経過措置を置くこととしている。
- 厚生労働省としては、子ども手当の円滑な実施を図るため、必要な情報提供や周知広報に努めていくこととしており、都道府県、市町村におかれても、ご理解、ご協力をお願いしたい。

2. 父子家庭への児童扶養手当の支給について

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

所要の法律案については、平成22年通常国会に提出する予定である。
(施行日は平成22年8月1日)

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

3. 明日の安心と成長のための緊急経済対策について

○ 待機児童解消への取組

平成21年12月8日に閣議決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(以下「緊急経済対策」という)において、待機児童解消への取組として、地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充することとし、平成21年度第2次補正予算案において安心こども基金に200億円の積み増しを行い、地域の余裕スペ

ース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した小規模な認可保育所の分園等の設置促進を図ることとしているので、より一層積極的な取組をお願いしたい。

○ 母子家庭等の在宅就業支援

緊急経済対策において、「仕事と家庭の両立を図りやすい働き方として、母子家庭等の「在宅就業」の拡大を図るための自治体の取組をさらに推進する」とされた。

これをうけて、安心こども基金を活用した「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」について、従来の国による審査分事業だけでなく、都道府県において審査・採択をできる枠組み（都道府県審査分）を設けることとしたところである。

本事業は、「これからの社会のセーフティーネット」、「活力ある社会への貢献」、「地域づくり・地域再生への貢献」にも資するものであり、商工関係部局等とも連携の上、より多くの自治体においてひとり親家庭の在宅就業の推進が図られるよう積極的な取組をお願いしたい。

また、都道府県においては、管内市等に対しての周知とともに、事業計画の審査等をお願いしたい。

○ 「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置について

昨今の経済情勢の急速な悪化に伴い、雇用失業情勢が厳しさを増している中で育児休業等の申出又は取得を理由とする解雇等不利益取扱いに関する法違反事案や紛争の増加が懸念されるところである。

そのため、平成21年度第2次補正予算案において、いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置（都道府県労働局雇用均等室）を盛り込んだところである。

○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革について

（プレゼン資料P.10参照）

緊急経済対策において、「幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める」とされた。

新たな制度に関しては、主担当となる閣僚を定め、「平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出」とされたところである。

具体的には、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革として、利用者と事業者の間の公的保育契約の導入、保育に欠ける要件の見直し、

利用補助方式への転換の方向などを実現することとしている。

また、イコールフットイングによる参入促進を図るため、客観的な指定制度の導入を検討するとともに、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討していくこととしている。

さらに、この新たな制度における新たな給付体系の検討等とあわせ、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方についても検討を行い、結論を得ることとしている。

4. 地方分権改革（保育所の基準関係）について

保育所の最低基準については、地方分権改革推進委員会の「第3次勧告」を受けて、閣議決定された地方分権改革推進計画においては、保育の質等に深刻な悪影響が生じかねない保育士の配置基準、居室面積基準などに限って、都道府県等が条例で定めることとなる基準は、国の基準に従わなければならないとした。ただし、居室の面積基準については、待機児童が多く、地価が高い等の状況に着目し、東京等の一定の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として条例で定めることとなった。

各地方公共団体においては、今後、それぞれの条例により、適切な基準を定め、引き続き保育の「質」が確保されるよう、適切な措置を講じていただくこととなるので、留意されたい。

なお、所要の法案を平成22年通常国会に提出する予定である。

(予 算 案 概 要)

平成22年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業への取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の創設
- 2 ひとり親家庭への自立支援策の充実
- 3 待機児童の解消等の保育サービスの充実
- 4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実
- 5 出産の経済的負担の軽減
- 6 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 7 母子保健医療対策の充実
- 8 仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（再掲）
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算案額の状況

	21年度予算額	22年度予算案額	伸び率
局 合 計	9,815億円	22,861億円	132.9%
一般会計	9,105億円	21,960億円	141.2%
特別会計	711億円	902億円	26.9%
年金特別会計			
児童手当勘定			
うち児童育成事業費	560億円	764億円	36.4%
労働保険特別会計	151億円	137億円	▲8.7%
労災勘定	8億円	6億円	▲17.6%
雇用勘定	143億円	131億円	▲8.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の創設(国庫負担金)

《1兆4,722億28百万円》

うち、給付費:1兆4555億94百万円

(10か月分を計上)

事務費: 166億34百万円

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

注1 公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担金は1兆4,980億円。)

注2 給付費総額は2兆2,554億円である。

注3 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

注4 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

[参考]別紙「平成22年予算における子ども手当等の取扱いについて」

○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

2 ひとり親家庭への自立支援策の充実

《169,335百万円→176,432百万円》

(1)父子家庭への児童扶養手当の支給

4,956百万円

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い。)

・手当額(月額)

児童1人の場合	全部支給	41,720円
	一部支給	41,710円～9,850円(所得に応じ)
児童2人以上の加算額	2人目	5,000円
	3人目以降1人につき	3,000円

(2)母子家庭等の総合的な自立支援の推進 **3,555百万円**

①自立のための就業支援等の推進 **3,474百万円**

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

②養育費確保の推進 **62百万円**

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(3)自立を促進するための経済的支援(一部再掲)

1,729億円(1,665億円)

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

児童扶養手当については、父子家庭にも支給を拡大する。

3 待機児童の解消等の保育サービスの充実

《377,805百万円→415,522百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

388,102百万円

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを充実することにより、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進する。

<主な充実内容>

民間保育所運営費 50,000 人増、家庭的保育 5,000 人増、病児・病後児保育 436 か所増など

○保育所の待機児童解消

平成21年度第2次補正予算案(200億円)において、安心こども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

a. 小規模な認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)

b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

の改修費等について、一定の条件に基づき、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

(2)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

274億20百万円(234億53百万円)

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受け入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→24,872か所)。

さらに、放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進するため、補助単価を増額する。(例:児童数が40人の場合、1クラブ当たりの補助単価:2,426千円→3,026千円)

4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実

《44,660百万円→41,459百万円》

地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

また、すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業について、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、子どもの事故の予防強化に取り組む。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《92, 624百万円→94, 706百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

89, 087百万円

①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所において、新たに親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、一時保護所の整備を促進する。

③社会的養護体制の拡充

83, 779百万円

虐待を受けた児童など要保護児童が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するため、小規模グループケアの実施か所数の増(645 か所→703 か所)を図るとともに、管理宿直を行う非常勤職員を配置するなど社会的養護体制の拡充を図る。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止

5, 619百万円

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため、婦人保護施設における通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の経費や医療費を計上し、機能の充実を図る。

6 母子保健医療対策の充実

《19, 301百万円→23, 058百万円》

(1) 不妊治療等への支援

8, 093百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(2) 小児の慢性疾患等への支援

14, 733百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

7 仕事と家庭の両立支援

《9,969百万円→9,780百万円》

(1)改正育児・介護休業法の円滑な施行 4,861百万円

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度を定着促進するための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

(2)男性の育児休業の取得促進 30百万円

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(3)育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化 407百万円

育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する(育児・介護休業トラブル防止指導員の設置等)。

○「育児・介護休業トラブル防止指導員」の設置

平成21年度第2次補正予算案(28百万円)において、いわゆる「育休切り」等のトラブルを防止するための周知・指導や、個別の事案に関する相談対応を担当する「育児・介護休業トラブル防止指導員」(新規)を設置する(都道府県労働局雇用均等室に計47名)。

(4)事業所内保育施設に対する支援の推進 3,921百万円

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。

(5)中小企業における次世代育成支援対策の推進 560百万円

「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《853百万円→695百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進

430百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進

265百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(再掲)

3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,622百万円→1,380百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づいた確かな指導等を実施するとともに、専門家(均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名))による相談・援助や雇用管理改善を行う事業主に対する助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))の支給等により、その取組を支援する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《212百万円→210百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進

147百万円

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目～10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

(2) 良好な在宅就業環境の確保

63百万円

専門家及び相談員による在宅就業に関する相談対応や、セミナーの開催を通じた在宅就業者のスキルアップ支援を行うとともに、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

平成 22 年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成 22 年度予算に計上するとともに、平成 22 年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。

(1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額 13,000 円を支給する。

(2) 所得制限は設けない。

(3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。

(4) (3) 以外の費用については、全額を国庫が負担する。

(5) 公務員については、所属庁から支給する。

(6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

2. 平成 23 年度における子ども手当の支給については、平成 23 年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成 23 年度以降の支給のための所要の法律案を平成 23 年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

(連絡事項)

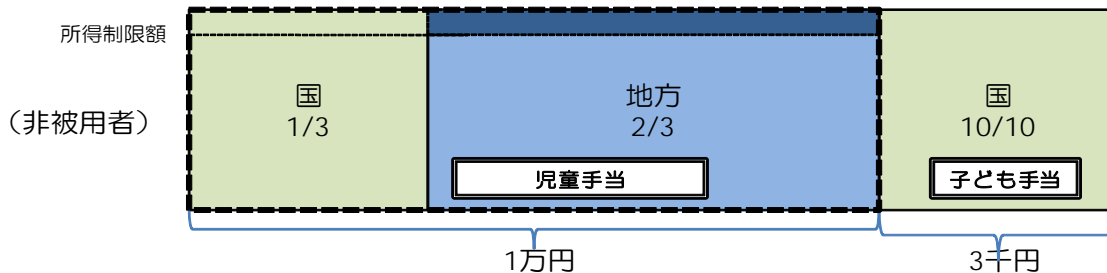
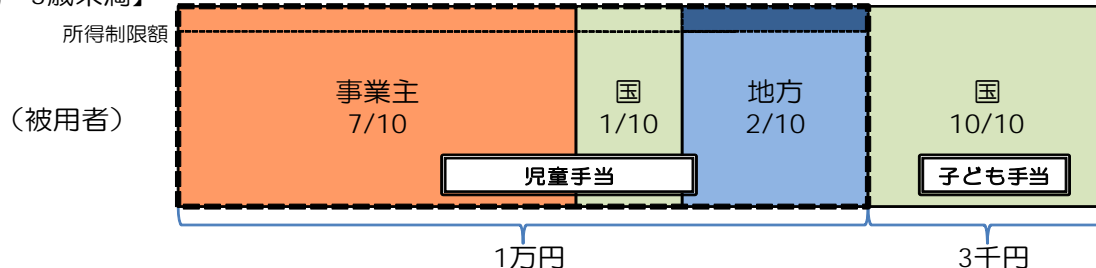
(連絡事項)

1. 子ども手当について

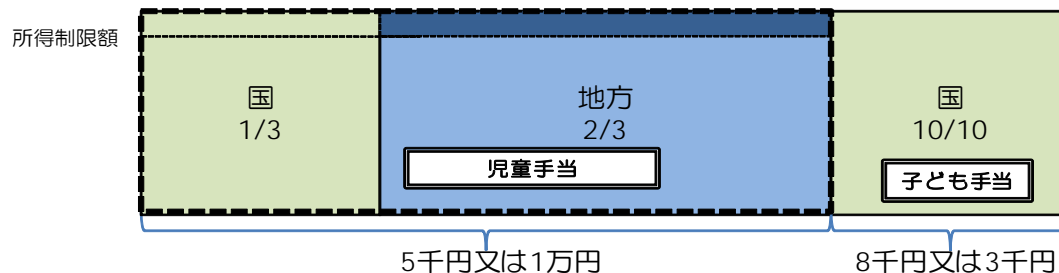
(1) 子ども手当交付金の算定等について

- ① 子ども手当については、その一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額国庫負担としている。

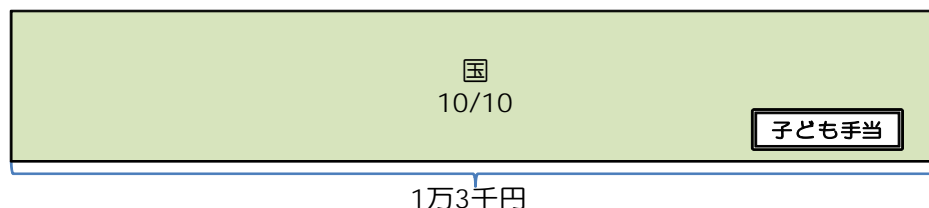
【0歳～3歳未満】



【3歳～小学校修了前】



【中学生】



※ 子ども手当については、所得制限を設けないため、特例給付や所得制限超に係る者については、児童手当（又は小学校修了前特例給付）の費用負担割合を適用。

これに伴う地方負担の増については、地方公共団体の実質的な負担とならないよう、別途、新たに地方特例交付金により措置。（地方特例交付金については、上記のほか、地方公務員分の増分等を含め、2,337億円。）

- ② 市町村における子ども手当（13,000円）の給付費に占める国、都道府県、市町村のそれぞれの費用負担の割合を児童手当分を含めて計算すると、下表のとおりであり、国からの子ども手当交付金は次により算定することとなる。

$$\text{子ども手当交付金} = \text{各々の支払対象児童数} \times \text{月額（13,000円）} \times \text{支払月数（10か月）} \times \text{費用負担の割合}$$

支給対象児童		国 (子ども手当交付金)	都道府県	市町村
0歳～3歳未満	被用者	11/13	1/13	1/13
	非被用者	19/39	10/39	10/39
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	29/39	5/39	5/39
	第3子以降	19/39	10/39	10/39
中学生		10/10	—	—

※1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。

(国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円)

※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。

※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費(123億円)を平成21年度二次補正予算案に前倒し計上。

- ③ 22年度予算案においては、別途、児童手当2か月分(平成22年2・3月分)として、国庫負担金413億円を計上している。

(2) 子ども手当事務取扱交付金等について

子ども手当による受給者の増分に係る経常経費や広報などの初度経費について、平成22年度予算案において166億円を計上。

<子ども手当事務取扱交付金(市町村分)>

○経常経費98億円

○初度経費67億円

<子ども手当調整事務費補助金(都道府県分)>

○初度経費0.4億円

※詳細については、追って通知。

(3) 子ども手当システム経費について（平成21年度第二次補正予算案）

子ども手当の円滑な実施を図るため、市町村のシステム経費（123億円）について平成21年度第二次補正予算案に計上しているところであり、ご活用をお願いしたい。

＜予算額＞123億円

＜補助対象＞市町村（特別区を含む）

＜補助額＞原則人口規模に応じて補助

(4) 子ども手当に関する情報提供等について

○ 平成22年度からの子ども手当の円滑な実施を図るため、1月18日に全国児童福祉主管課長会議において、より詳細な資料をお示しする予定である。子ども手当の実施に当たっては、都道府県、市区町村のご理解・ご協力が不可欠であり、職員の派遣方、ご配慮をお願いしたい。

○ 厚生労働省においては、法案成立後、制度の実施に向けて周知広報等に努めていくこととしている。

地方公共団体におかれても、制度の円滑な実施を図るため、法案成立後、広報や住民への情報提供等について積極的な取り組みをお願いしたい。

2. 総合的な母子家庭等自立支援対策の展開について

(1) 児童扶養手当について

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

所要の法律案については、平成22年通常国会に提出する予定である。
(施行日は平成22年8月1日)

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

また、児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。

平成21年全国消費者物価指数の確定は1月末日頃の予定であるので改定の有無及び改定となる場合の内容については、確定次第ご連絡する。

(2) 母子家庭等自立支援対策について

ア 就業支援施策の推進について

母子家庭の母等に対する就業支援施策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、平成15年度から本格的な取り組みを開始したところであるが、母子家庭の平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占めているところである。

就業支援策の取組状況については、全体としては進展しているところであるが、事業ごとに見ると未実施の自治体もなお多く、実施自治体の間でも実施状況に差があるところである。未実施の自治体におかれては事業の空白地域がなくなるよう早急に事業を開始するとともに、既に事業を実施している自治体においても一層の積極的な取組を行い、母子家庭の母の就業の促進が図られるようお願いする。また、都道府県におかれては、管内に直ちに事業を実施できない市等がある場合には、都道府県において、当該市等の住民を対象に、一時的な対応として、代行して事業を実施する等の暫定的な措置についても検討願いたい。

また、就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関において

も様々な施策を実施しており、それらの施策も効果的に活用することが必要である。そのため、各自治体におかれては、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施に当たってもよく連携し、効果的な実施に努められたい。

(ア) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、就業相談や情報提供等の一貫した就業支援サービス等を提供しているところであるが、母子家庭等のひとり親については、その多くが平日の日中就業しており、平日日中のみの開所では、相談等のために来所することが困難である。

これまでも土日等におけるセンターの開所について配慮をお願いしてきたところであるが、そのような取組を促進するため、平成22年度予算案では、平日に加えて土日を開所した場合に、開所日数に応じた運営費の加算を行うこととしているので、母子家庭等就業・自立支援センターの土日開所について積極的な実施をお願いする。

(イ) 高等技能訓練促進費等事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

こうした生活の不安や負担を減らし、母子家庭の母の資格取得を促進する観点から、安心こども基金等を活用し、平成21年6月から高等技能訓練促進費の拡充を行ったところであり、各自治体におかれては、引き続き、必要な予算の確保や、母子家庭の母に対する適切な周知についてお願いしたい。

(ウ) 母子自立支援プログラム策定事業等

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じたきめ細やかな支援が重要となるが、母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定する母子家庭自立支援プログラム策定事業は、こうした個別的な支援を行う上で非常に有効な事業である。

そのため、平成19年12月に策定した「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」においても、平成23年度までにプログラム策定件数を

2万件にする等の目標を設定しているところであり、未実施の自治体におかれては、早急に事業の開始をお願いします。

また、母子自立支援プログラム策定事業と関連して、児童扶養手当受給者等を対象に、ハローワークや福祉事務所等が連携し、自立支援プログラムを策定する「生活保護受給者等就労支援事業」を実施しているところであるので、各自治体におかれては、特段のご配慮をお願いします。

(エ) 子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、平成18年度より、子ども連れで来所しやすい環境を備え担当者制によるきめ細やかなマッチング支援を行うマザーズハローワーク等の支援拠点を整備してきたところであるが、既存の148か所（マザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー100か所）に加え、平成22年度予算案においては、事業を実施していない地域のうち、中核市、特例市等で一定数以上の利用者が見込まれる地域に、新たにマザーズコーナーを15か所設置することとしているほか、母子家庭の母等の支援機関への出張相談や託児付きセミナーの開催、都道府県労働局が自治体等との連携により設置する「子育て女性等就職支援ネットワーク」の強化等を行うこととしているので、積極的な協力をお願いします。また、管内市区町村においても同様に御配慮をいただくよう周知をお願いします。

(オ) 平成20年度から、母子家庭の母等を含む有期契約労働の雇用管理の改善のために、中小企業事業主が正社員への転換制度を新たに設け、実際に適用者が出た場合に、ハローワークから事業主に対して奨励金を支給する中小企業雇用安定化奨励金制度を実施しているところであるが、平成22年度予算案においては、支給要件の緩和を図るとともに、支給金額の増額を図ることとしているので、各自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。

(カ) 各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、当該求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供していただくなど、母子家庭の母の雇入れの促進に配慮していただきたい。また、こうした配慮については、福祉部局に限らず、人事担当課等の協力を得て組織全体で行っていただきたい。

(キ) 母子福祉団体に対しては、平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」による随意契約の改正内容等に基づき、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母の就業の促進についてご協力いただきたい。

イ ひとり親家庭等生活支援事業の充実について

ひとり親は、ひとり親家庭となったその時から、子育てと家計の2重の負担を抱えることとなり、その生活が大きく変化するとともに、就業と家事等の日々の生活に追われ、子どもの養育や自身の健康面など様々な困難に直面することになる。

そのような課題に対応するため、生活支援講習会の開催、個々の家庭の状況に応じた健康の面のアドバイス、平日夜間・休日における電話相談などを実施してきたところであるが、父子家庭をはじめとする育児や家事などの生活面における相談ニーズに対する支援体制の充実のため、現行の健康支援事業及び土日・夜間電話相談事業を発展的に組み替え、相談員を配置して、土日も含めた生活相談を実施することとしたので、各自治体におかれては積極的な取組をお願いする。(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

ウ 母子寡婦福祉貸付金について

(ア) 母子家庭の経済的自立のためには、安定した就業の確保が重要であり、高等技能訓練促進費による資格取得の促進等の就業支援策の推進を図っているところであるが、多くの資格については、取得に際して高等学校の卒業が必要であり、高等学校を卒業していない母子家庭にとっては非常に厳しい状況にある。

このため、平成22年度予算案においては、母子家庭の母が高等学校等に修学する際などに必要となる費用に対する貸付けを実施することとしている。

また、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額についても、実際に必要となる金額を考慮し、現行の8万5千円から16万円に引き上げることとしているのでご留意いただきたい。

(イ) 母子寡婦貸付金については、平成21年度第1次補正予算において、貸付利子の引下げ、連帯保証人要件の緩和などを行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るという母子寡婦福祉貸付金の趣旨に照らせば、償還計画の内容等について適正に審査した

上で貸付けを行うことが当然に重要であることから、各自治体においてもその旨ご留意いただきたい。

エ 養育費確保策の推進について

平成19年度に創設した「養育費相談支援センター」では、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員からの養育費に関する相談に対応しているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣等を実施しているので、積極的にご活用いただきたい。

また、平成22年度予算案においては、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員について、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等を訪れる際の同行支援も実施できることとしている。各自治体においては養育費専門相談員の積極的な運用を行うとともに、未だに配置されていない自治体におかれては早急に配置していただきたい。

3. 保育対策等について

(1) 地方分権改革（保育所の基準関係）について

保育所の最低基準については、昨年10月7日、地方分権改革推進委員会より、廃止又は条例委任することを内容とする「第3次勧告」があった。これを受けて、昨年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画においては、保育の質等に深刻な悪影響が生じかねない保育士の配置基準、居室面積基準、保育の内容、調理室等に限って、国の基準を「従うべき基準」として、条例はこれに従わなければならないが、その他の事項については「参酌すべき基準」として、基本的には地方自治体の判断で定められることとなった。ただし、居室の面積基準については、待機児童が多く、地価が高い等の状況に着目し、東京等の一定の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、説明責任を果たせばこれと異なる基準を定められることとなった。

各都道府県・政令市・中核市においては、今後、それぞれの条例により、適切な基準を定めていただく必要がある。その際には、引き続き保育の「質」が確保されるために適切な措置を講じていただくようお願いする。

なお、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を本年の通常国会に提出する予定としている。

(プレゼン資料P.11参照)

(2) 緊急経済対策（平成21年度第2次補正予算案）について

民間保育所の施設整備については、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算により設置した「安心こども基金」においてその推進を図っているところである。

平成21年12月8日に閣議決定した「明日の安心と成長の緊急経済対策」において、待機児童解消への取組として、地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充することとし、平成21年度第2次補正予算案において安心こども基金に200億円の積み増しを行い、待機児童解消のために、

① 地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用して小規模な認可保育所の分園等を設置する場合（賃貸物件を含む）の施設整備費、改修費、賃借料

② 家庭的保育の実施場所を設置する場合（賃貸物件を含む）の改修費、賃借料

について、安心こども基金における国庫補助率の嵩上げ条件に基づく補助率を適用し、その際、補助基準額の割り増しを行う。

なお、上記の措置に伴い、従来の安心こども基金における「小学校内等の教材等の保管場所として使用されている空き教室等を保育所分園として使用するための改修等の補助」は廃止する。（**プレゼン資料P.6参照**）

（3）平成22年度予算案について

平成21年4月時点における保育所入所待機児童数は2年続けて増加し、前年同月に比べて5,834名増の2万5,384人となった。

このような状況で、待機児童対策を加速させるため平成20年度から平成22年度において集中重点的に保育サービスを量的に拡充するとともに、家庭的保育事業など地域の事情等に応じた保育の提供手段の多様化を図るため、安心こども基金の創設など、待機児童解消の取組を実施しているところである。

各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、以下の待機児童対策関連予算の措置状況を踏まえて、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の提供体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備の他、家庭的保育等の施策を積極的に活用するなど、地域における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

ア 保育所の施設整備について

民間保育所の施設整備については、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算により設置した「安心こども基金」においてその推進を図っているところであり、さらに平成21年度第2次補正予算案において安心こども基金に200億円の積み増しを行い、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した小規模な認可保育所の分園等の設置促進を図ることとしているので、より一層積極的な取組をお願いしたい。

イ 保育所運営費について

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した民間保育所に係る運営費の拡充を図っているところである。

なお、平成22年度より運営費を支弁する際の保育単価の適用年齢について、これまで年度途中に入所した児童は、入所した月の初日における年齢の保育単価を適用していたところであるが、クラス編成の実態との整合性を図る観点から、当該年度4月初日時点での年齢による単価を適用することとしているのでご留意願いたい。

ウ 行政刷新会議における事業仕分けの対応等

行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、保育所運営費については、保育料の徴収基準額について、現行の第7階層より上の高所得者階層について第8階層区分を新たに設定することとしている。

(関連資料9 (P.78) 参照)

また、これまで一般会計において実施していた延長保育促進事業については、仕事を持つ保護者向けの保育サービスである休日保育事業や夜間保育事業と同様に、平成22年度は事業主拠出金財源による児童育成事業として実施することとし、これに関連して、これまで年金特別会計児童手当勘定において実施していた一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び児童ふれあい交流促進事業については、保護者の就業の有無に関わらずすべての子育て家庭を対象とした事業であることも踏まえて、平成22年度は一般会計による次世代育成支援対策交付金の対象事業として実施することとしている。

そのため、以下のとおり事業実施の費用負担割合が変更となるのでご留意願いたい。

○延長保育促進事業

これまで

平成22年度

国 1/2、市町村 1/2 → 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
(指定都市・中核市 2/3)

○一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び児童ふれあい交流促進事業

これまで

平成22年度

国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 → 国 1/2、市町村 1/2
(指定都市・中核市 2/3)

4. 少子化対策の推進について

(1) 少子化対策特別部会の議論の整理について（プレゼン資料P. 20参照）

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を受け、平成20年3月より、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論が行われ、昨年2月には第一次報告をとりまとめ、制度の詳細設計について昨年5月から特別部会でさらに具体的に議論を行った。保育分野については、特別部会の下に保育第一・第二専門委員会を設置して、議論を行った。

これらの議論を踏まえ、特別部会においてこれまでの議論の整理を行い、12月末に公表した。（事務局として議論のポイントを整理したものは、プレゼン資料P. 20参照）

なお、新たな次世代育成支援のための制度の構築については、前述した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、幼保一体化を含めた包括的・一元的な制度の構築に向け、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出することとなっており、少子化対策特別部会で議論を重ねてきたものを踏まえた検討を行っていく。

(2) 子ども・子育てビジョン（仮称）について（プレゼン資料P. 27参照）

現行の「少子化社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」については、現在、内閣府のもと、その見直しに向けた検討を進めているところである。平成22年度から26年度までの今後5年間の施策内容と数値目標を盛り込むこととしており、今月末目途に、新たに「子ども・子育てビジョン（仮称）」として策定予定である。

市町村の後期行動計画における保育や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスの目標事業量については、参酌標準により示しているとおり、女性の就業率の高まりに応じて必要となる潜在需要を把握した上で設定することとしており、子ども・子育てビジョンにおいても、昨年提供いただいた各市町村の集計値をもとに、潜在需要を含めた待機児童解消に向けた数値目標等を設定することとしている。

また、子育て支援基盤の整備とともに、仕事と生活の調和の実現を車の両輪として進めていく必要があることから、働き方の見直しに向けた指標も盛り込むこととしている。

(3) 改正育児・介護休業法の施行について

育児・介護休業法は、平成3年の法律制定以来、数度の改正を経て、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し9割に達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第1子出産を機に依然として約7割の女性労働者が離職している状況がある。また、男性の育児休業取得率は1.23%に過ぎず、男性の育児へのかかわりが不十分であり、女性に家事や子育ての負荷がかかっていることが、女性の継続就業を困難にしている状況がある。

こうしたことも踏まえ、少子化対策の車の両輪の1つとされた「働き方の見直し」の一環として、仕事と子育ての両立支援を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、平成21年6月に育児・介護休業法が改正された。主な内容は以下のとおりである。

- ① 子育て期間中の働き方の見直し
 - ・ 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
 - ・ 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。
- ② 父親も子育てができる働き方の実現
 - ・ 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
 - ・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
 - ・ 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。
- ③ 仕事と介護の両立支援
 - ・ 介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人以上であれば年5日、2人以上であれば年10日）。
- ④ 実効性の確保
 - ・ 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
 - ・ 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

改正法の施行日については政令により、原則、平成22年6月30日（ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については3年以内の政令で定める日）となっているところであるが、④実効性の確保のうち、紛争解決の援助等については、平成21年9月30日、調停制度の創設については、平成22年4月1日に施行されることとなっている。

厚生労働省としては、今後、企業において改正法の内容に沿った措置等の規定が適切に整備され制度として定着するよう、改正法の内容の周知徹底をすることとしており、各都道府県等におかれても御協力をお願いしたい。

（４）一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について

（平成23年4月1日施行）

平成20年12月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、次世代育成支援対策推進法が改正され、昨年4月から、一般事業主行動計画の公表と労働者への周知が義務化されたところである。

また、平成23年4月1日からは、一般事業主行動計画の策定・届出義務企業が301人以上規模企業から101人以上規模企業に拡大される。

計画の公表については、インターネットの利用（「両立支援のひろば」サイト（<http://www.ryouritsushien.jp/>）等）その他適切な方法により公表しなければならないが、県の広報誌への掲載も適切な方法とされているので、企業から公表方法について問い合わせがあった場合には、適切にご対応いただきたい。

また、平成21年9月末現在で、新たに行動計画の策定・届出が義務となる101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、8.1%と大変低い状況である。

各都道府県におかれても、引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出等について、周知・啓発にご協力をお願いしたい。

5. 地域の子育て支援の推進について

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

（プレゼン資料P. 30参照）

① 主な改正点について

本年11月に実施された行政刷新会議「事業仕分け」の評価結果に基づき、仕事と子育ての両立を支援するサービスである延長保育事業は、事業主拠出金財源による児童育成事業（保育対策等促進事業費補助金）として実施することとされた。（事業主拠出金、都道府県、市町村の三者からなる財源構成により実施。）

一方、すべての子育て家庭向けのサービスとしての実施が適当である地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童ふれあい交流促進事業は、一般会計による次世代育成支援対策交付金の対象事業として実施することとしている。（国、市町村の二者からなる財源構成により実施。）

各々の事業について、これまでの負担割合から増減が生じることとなるが、総じて地方自治体にとって過度な負担とならないよう配慮したものであるため、事業の円滑な実施についてご配慮願いたい。

② 22年度新規事業について

平成22年度より、次の三事業を新たに創設することとしたので、ご了知いただくとともに、事業の積極的な展開を図られたい。

ア 子育て支援ネットワーク事業

子育てについての情報不足、相談相手の不在による子育てのしづらさの改善に向けて、子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築を図るための取組を支援する。

【既存の子育て支援サービスと相まって、子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援を展開】

具体的には、携帯サイト等の活用により、

- ① 市町村からの乳児健診の案内や子育て支援サービス事業者からの行事案内等を情報提供《情報配信領域》
- ② 地域住民による情報交換（ネットひろば）、子育て支援者による相談・助言《情報共有領域》
- ③ 生育歴や予防接種歴等の記録保存並びに保育サービス利用時や診療時等における当該記録の活用《個人情報領域》
- ④ ①～③の情報を集約し、データベース化するなどの活用により行政サービスの充実・改善につなげる

など、地域住民参加型の新しいネットワークを活用した子育て環境の改善を図るための取組を支援するものである。

イ 子どもを守る地域ネットワークの機能強化学業（一部新規）

「子どもを守る地域ネットワーク」の更なる機能強化を図るため、これまで本事業の対象としていた、ネットワーク調整機関の職員等の専門性強化を図るための取組に加え、新たに、

① インターネット会議システム等の導入によるケース検討会議の開催

② ケース記録や進行管理台帳等の電子化

など、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組に対する支援を行うものである。

ウ 子どもの事故予防強化学業

子ども（特に乳幼児）の事故（お風呂場で溺死する事故、階段等から転落事故など）の大部分については、予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで、子どもの事故の予防強化を図る。

具体的には、市町村が事故防止の注意点などをまとめた分かりやすいパンフレットを作成し、両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、子ども事故予防推進員（仮称）を配置して個別に配布・説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行うとともに、必要に応じて、意識啓発方策やパンフレットの内容を検討するための事故予防検討会を開催する場合にポイントによる評価を行うこととしている。

③ ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の実施について

地域における病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、早朝・夜間の緊急時の預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）を促進するため、本年度よりファミリー・サポート・センター事業において、病児・病後児の預かり等を行う事業を実施している。

病児・病後児の預かり等については、地域において実施していくという方針の下、平成17年度より実施していた「緊急サポートネットワーク事業」を平成20年度限りで廃止し、ファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児の預かり等への移行を目指しているところである。国の事業として暫定的に実施している「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」の委託先団体とも連携のうえ、各市町村における事業の実施について積極的な検討をお願いしたい。

④ 地域における子育て支援拠点の拡充について

地域子育て支援拠点については、本年1月に策定される「子ども・子育てビジョン（仮称）」において、すべての子育て家庭が歩いて行ける場所での実施（全中学校区に1か所以上）を目指すべき社会の姿として掲げ、その拡充を図っていくこととしている。

また、本事業に携わるスタッフや地方自治体等関係者を対象に、子育て支援拠点の意義や役割の理解、課題解決などを目的とした全国及び地方でのセミナー開催への支援（※）を引き続き行うこととしているので、管内市町村や事業関係者等に対する周知いただくとともに、積極的な参加を促すようお願いする。

（※ 児童育成事業（ボランティア育成支援事業）により実施）

6. 放課後児童健全育成対策について

(1) 「放課後子どもプラン」について

「放課後子どもプラン」については、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところであるが、平成21年度においては、放課後児童クラブが18,479か所（平成21年5月現在）、放課後子ども教室が8,719か所（平成21年度実施予定含む）の実施となっている。

放課後子どもプランの着実な推進を図るため、平成21年度第1次補正予算に計上された「安心こども基金」の地域子育て創生事業には、「放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援」にかかる経費を盛り込んでおり、また、平成22年度予算（案）においては、放課後児童クラブは約2万5千か所分、放課後子ども教室は約1万か所分の運営費補助等の経費を計上したところである。

各自治体におかれては、両事業の連携を含め必要な地域で必要なサービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。なお、平成21年3月に作成した放課後児童クラブ実践事例集において、両事業の連携実施・一体的実施の事例等を掲載したので、事業実施の際の参考にして頂きたい。

ア. 「子ども・子育てビジョン（仮称）」について

放課後児童クラブについては、これまでも「新待機児童ゼロ作戦」等に基づき、受入れ児童数の拡充に向け取り組みを進めてきたところであるが、今月末を目途に策定予定の「子ども・子育てビジョン（仮称）」において、放課後児童クラブについても5年後の新たな目標値を設定する予定である。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成21年5月1日現在で約1万1千人に上っている。また、待機児童そのものを把握していないクラブが、全体の約7%存在しており、市町村が地域における利用ニーズの全体像を把握していないという課題も生じているところである。

今回新たに設定される予定の「子ども・子育てビジョン（仮称）」の目標値は、各自治体における女性の就労希望等の潜在的ニーズを踏ま

えた目標事業量の積み上げ等を基に、潜在需要を含めた待機児童解消に向けた目標値を設定する予定であり、厚生労働省としては、当該目標達成に向けて取り組みを進めていくこととしている。各自治体におかれても、それぞれの地域におけるニーズを踏まえたサービス提供体制の整備に努めるようお願いする。

イ．放課後児童クラブの平成22年度予算（案）について

平成22年度予算（案）においては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面については、クラブの新設や分割に対応するため、24,872か所分の事業費を計上したところである。また、クラブ運営経費には、受入児童に対する傷害保険及びクラブに対する賠償責任保険の加入に要する経費（保険料）を盛り込んだところであるのでご配慮願いたい。平成22年度予算（案）におけるソフト事業の補助基準額については、関連資料を参照いただきたい。

また、平成21年度第1次補正予算に計上された「安心こども基金」の地域子育て創生事業には、「放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援」にかかる経費についても盛り込んでいるところであり、こうした補助事業を活用して、未実施小学校区の早急な解消や、希望してもクラブを利用できない児童の解消等に努めていただくようお願いする。

さらに、ハード面については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費補助のか所数の増を図るとともに、大規模クラブの解消等に向けた改修費・設備費についても、必要なか所数を計上したところである。

なお、平成22年度より、設備費については既存の放課後児童クラブの設備の更新、追加的な備品購入も補助対象とすることとしている。詳細については、追ってお知らせするので、各都道府県におかれては、市町村に対する周知及び活用について促して頂くことをお願いしたい。

また、「放課後子どもプラン実施支援等事業」については、放課後児童対策関連事業の効率化を図る観点より、21年度限りで廃止することとし、本事業における指導員を希望する者に対する研修は「放課後児童指導員等資質向上事業」の研修対象を拡充することにより対応することとしたのでお知らせする。

ウ. 大規模クラブ及び250日未満開設クラブの取扱いについて

放課後児童クラブの運営面での質的向上を図るため、児童数が71人以上の大規模クラブ及び年間200日以上250日未満開所のクラブについては、3年間の猶予期間を設け、平成22年度から国庫補助を廃止することとしていたところである。

各自治体においては、その解消に向けて取り組みを進めてきてきたところであり、平成21年5月時点の調査では、71人以上クラブは2,144か所(前年度比▲317か所)、250日未満開設クラブは2,779か所(前年度比▲824か所)に減少したところである。

しかしながら一方で、国庫補助の廃止については、

- ① 実態として大規模クラブ等の解消が困難であるというクラブが存在すること
- ② クラブを利用できなかった児童が約1万1千人存在すること
- ③ 250日未満開設クラブには、地域によっては実態として利用者からの利用希望がないクラブが存在すること

など、一律の国庫補助の廃止は現場のクラブ運営等に支障を来しかねないことから、平成22年度以降も、運営費の補助を一部変更し、継続して補助することとしたものである。

具体的には、放課後児童クラブガイドラインを踏まえ、児童数が70人以下のクラブに対する補助を増額するとともに、71人以上の大規模クラブに対する補助を減額し、望ましい人数規模のクラブへの移行を促進することとしたものである。

また、250日未満開設クラブについては、「利用者に対するニーズ調査の結果、実態として250日開設する必要がないといったクラブ」については、引き続き補助を行うこととしたものである。なお、この「利用者に対するニーズ調査・・・(略)・・・クラブ」の詳細については追ってお知らせすることとしている。

各自治体におかれては、引き続き、利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営の促進を一層図って頂くようお願いする。

エ. 放課後児童クラブガイドラインについて

放課後児童クラブについては、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点などから、クラブを運営するに当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を平成19年10月に策定したところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、ク

ラブ全体の質的向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知及び本ガイドラインの内容を踏まえた運用等を図っていただくようお願いする。

(2) 児童育成事業推進等対策事業の活用について

本事業は、児童の健全育成を図るための先駆的、模範的な事業を実施し、その成果を全国に向けて発信していくものであり、例年、優先採択事項を設けて事前協議を実施しているところである。

22年度においても、昨年度同様に各自治体からの事前協議を受け付ける予定としているので、ご承知おき願いたい。

また、22年度における優先採択事項については、事前協議通知をもってお知らせすることとしているが、昨年8月の追加協議の際に新たに設けた『「保育所保育指針」の改定に伴う定着促進のための先駆的な取組』については、引き続き、22年度においても優先採択事項とする予定である。

このため、都道府県におかれては、事前協議に先立ち、管内市町村あて周知方お願いするとともに、市町村からの積極的な事前協議の提出について御支援いただくよう期待する。

(3) 児童委員について

ア. 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員、主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。児童委員・主任児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。また、児童委員・主任児童委員に欠員が生じた際には、欠員補充の手続きについて、極力その迅速化に努めていただくようお願いする。

また、子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりのためには、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であることから、今般、平成21年12月21日付雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところである。

各地方自治体におかれては、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただくとともに児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いしたい。

イ．関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員が、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。なお、円滑な児童委員・主任児童委員活動が図られるよう各都道府県等の教育委員会教育長及び民生主管部（局）長あてに「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」（平成21. 3. 16生参学第11号雇児育発第0316001号）を文部科学省と連名で発出する等、文部科学省と連携しているところであり、地域においても教育委員会と児童福祉部局、家庭教育支援団体、学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

また、「地域子育て環境づくり支援事業」において、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業、地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会及び地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として児童委員等を講師にした子育てセミナー等の事業を助成対象としているので、この事業を積極的にご活用いただきたい。

ウ．一斉改選について

平成22年12月1日には、3年ごとの一斉改選が行われる予定であり、改選にあたっては児童福祉に理解と熱意があり、かつ、地域の実情に精通した方を選任していただくよう特段のご配慮をお願いしたい。

(4) 児童福祉週間について

ア. 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

イ. 児童福祉週間の標語について

平成21年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、7,646作品の応募があり、標語の募集にあたっては管内市区町村をはじめ広く周知いただき等ご協力いただき、御礼申し上げます。平成22年度児童福祉週間の標語については、決定次第、ご連絡するので、啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等の普及に活用されたい。

7. 児童虐待防止対策について

(1) 児童の安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加し続けており、平成20年度は42,664件と過去最高となっている。また、我が国においては、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50件前後の虐待による死亡事例が発生しており、その中には、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる痛ましい事例も生じているところである。

児童虐待への対応に関し、今一度基本に立ち返り、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただき、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねて願います。

なお、臨検・捜索等の制度の運用の参考となるよう、実際に制度を実施した自治体の取組概要を、昨年7月に開催した「平成21年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議」においてご紹介させていただいたところであるが、運用に当たってなお疑義等が生じた際には、適宜、厚生労働省にご相談いただきたい。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備などに努めているところであり、虐待により子どもの命が失われることがないように、児童相談所を中心に、地域全体で重層構造のセーフティネットを全力を挙げて機能させる取組をお願いする。

また、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、児童虐待防止法に基づき当該事例の検証を実施していただくこととなるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げるといった姿勢で臨むことを改めて願います。

(2) 児童相談所・市町村の体制強化について

ア 児童相談所等の体制強化について

① 児童福祉司の配置について

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。このため、平成21年度地方交付税措置においては、こうした役割を中心的に担う児童福祉司について、1名の増員が図られたところであるが、22年度においても、児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえ、引き続き、増員に向けた要望を行っているところである。

なお、21年度においては、標準団体(人口170万人)当たり30人配置できるだけの経費が計上されているところであるが、地域によっては、地方交付税措置がなされている児童福祉司数(人口5.7万人に1人)を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。

② 家族再統合等への取組の強化について

児童虐待等により児童福祉施設への入所等の措置がとられている児童にとっても、その保護者と再び一緒に生活することができることは、子どもの福祉にとって望ましいことである。このため、昨年4月の児童福祉法改正により、児童福祉司等が行う児童又はその保護者に対する指導について、委託先の拡大を図ることとし、様々な資源の活用も含めて家族再統合への取組の充実を図ったところである。

平成22年度予算(案)においては、保護者指導を受託できる民間団体がいない地域もあることを考慮し、都道府県においてこうした民間団体を育成するための経費を計上しているので、ご活用願いたい。(「民間団体育成事業」(児童虐待防止対策支援事業))

更に、個々の家庭等に応じた家族再統合への取組の強化を図るため、

- 親子での宿泊方式の訓練を実施し、親子関係の改善を図るとともに家庭への復帰の可否等についての見立てを行う「宿泊型事業」、

- 保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるよう、保護者やその親族も含めて、当該家族への援助方針についての話し合いを行う「ファミリーグループカンファレンス型事業」を行うための経費を計上した（「カウンセリング強化事業」（児童虐待防止対策支援事業））ので、こうした事業の活用により、きめ細かな家族支援の推進に努められたい。

③ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、引き続き、そこで過ごす子どもの環境への配慮をお願いしたい。

なお、平成22年度予算（案）においては、次世代育成支援対策施設整備交付金において、児童相談所一時保護所における親子生活訓練室整備加算を対象とするほか、児童相談所一時保護所の本体整備の基礎点数を拡充することとしている。

また、一時保護中の子どもの学習環境の充実のため、昨年4月、文部科学省と協議の上、各地域における取組の充実について通知を発出したところであるが、引き続き、教育委員会と連携を図り、現職教員の派遣や教員OBの活用、一時保護が長期化する際は区域内の学校への就学などについて検討し、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、十分に留意されたい。

イ 市町村の体制強化について

① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進について

平成21年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、1,512（84.1%）の市町村で、また、養育支援訪問事業については、996（55.4%）の市町村で実施されているところである（いずれも雇用均等・児童家庭局総務課調べ）。

これらの事業は、平成21年4月1日より、児童福祉法に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務が課せられたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につなぎ、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業であることから、全市町村における両事業の実施を図っていきたいと考えており、厚生労働省としては、

平成21年3月に策定した、両事業にかかる市町村向けガイドラインの普及などにより、全市町村での両事業の実施を促進するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下、「地域協議会」という。）と両事業との密接な連携が図られ、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えているので、都道府県におかれても、管内市町村への働きかけをお願いします。

② 地域協議会の機能強化について

平成20年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は約5万3千件であり、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、市町村相談窓口や地域協議会調整機関における専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

また、児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

そのため、平成22年度予算（案）においては、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（次世代育成支援対策交付金）により、引き続き、調整機関職員等の研修などの専門性強化を図るための取組等を支援することに加え、新たに、インターネット会議システム等の導入によるケース検討会議の開催、ケース記録や進行管理台帳等の電子化などによる関係機関の連携強化を図るための取組を支援することとしているので、これらも活用しながら地域協議会の機能強化に努めていただきたい。

なお、平成21年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、97.6%とほとんどの市町村において設置が進んでいるところであるが、未設置の市町村についても、今後、地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。

(3) 児童虐待防止のための親権制度研究会について

平成19年の改正児童虐待防止法附則において、「施行（平成20年4月）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされていることを受け、平成21年6月より、法務省が主となり、学者、弁護士、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成される「児童虐待防止のための親権制度研究会」において、親権制度の見直しにかかる問題点や課題等を検討してきたところであり、本年1月に報告書がとりまとめられる予定となっている。報告書がとりまとめられ次第、情報提供を行うこととしているので、あらかじめ御了知いただきたい。

8. 社会的養護体制の拡充について

(1) 里親委託等の推進について

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から、社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つであり、その拡充を図る必要がある。

このため、平成20年12月に児童福祉法等の改正を行い、平成21年度から社会的養護の担い手としての「養育里親」を養子縁組を前提とした里親と区別するとともに、養育里親に研修を義務付ける等の里親制度の見直しを行い、併せて里親手当の大幅な引き上げを行ったところである。

また、同改正では「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」を里親委託、施設入所に加え、新たな家庭的養育の受け皿として位置づけ、平成21年度から実施しているところである。

さらに、里親に対する相談支援等の業務を施設やNPO等に委託して総合的に行う「里親支援機関事業」（平成20年度から予算事業として実施）を法定化したところであり、平成22年度予算案においても同事業をさらに推進することとしている。各自治体においては里親会等に事業の一部を委託する等の工夫をこらし、今後も積極的かつ効果的な実施を図っていただきたい。

(2) 施設退所後の支援について

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果さまざまな困難に突き当たることが多い。このような子どもたちが他の子どもたちと公平なスタートを切れるように自立への支援を進めるとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

このため、児童福祉法等の改正を行い、平成21年度から児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金化する等、その充実強化を図ったところである。

また、平成20年度よりモデル事業として実施していた「地域生活・自立支援事業」を平成22年度予算案において、「退所児童等アフターケア事業」として組み換え、一般事業として実施することとしたところである。

各自治体におかれては、引き続き自立援助ホームの設置促進をはじめとして、施設等を退所した子どもに対する自立支援施策に積極的に取り組んでいただきたい。

(3) 児童福祉施設等におけるケアの充実について

ア 施設の小規模化の推進について

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの大規模集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨を踏まえ、施設におけるケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施並びに児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。

平成22年度予算案においては、小規模グループケアにおける夜間体制の充実を目的とした管理宿直等職員（非常勤）を配置するとともに、1本体施設において指定できる小規模グループケアのか所数を一定の条件をもって緩和（1施設あたり3か所まで）することとしており、これらを活用してケア形態の小規模化の一層の推進に努めていただきたい。

イ 家庭支援専門相談員・個別対応職員等の拡充

ケア担当職員については、これまでも積極的にその拡充に取り組んでいただいているところであるが、平成22年度予算案においては、乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、被虐待児個別対応職員の乳児院への配置を拡充し、さらに乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を強化するため、乳児院における非常勤の家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置の拡充を図ることとした。

また、児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を行うこととしており、これらを活用して児童福祉施設におけるケアの質的向上に努めていただきたい。

ウ 施設整備費の交付対象の拡大

児童養護施設等の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成22年度予算案において約50億円を計上したところである。

施設の小規模化を推進する観点から、平成22年度予算案においては、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について加算の対象とすることとするので、これを積極的に活用し、入所児童に対するケアの環境の充実に努めていただきたい。

(4) 子ども・子育てビジョン（仮称）の策定について（社会的養護関連）

平成20年12月の児童福祉法等の改正により次世代育成支援対策推進法が改正され、同法の都道府県行動計画の策定に関し、社会的養護が次世代育成支援対策に含まれることが法律上明確化されることとなった（平成22年4月施行）。これを踏まえ、国の行動計画策定指針（厚生労働大臣等の告示）では、地域の実情に応じ社会的養護体制の充実を図るため、社会的養護の提供量を見込む際に勘案する事項のほか、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化、人材確保のための仕組みの強化など、都道府県が計画を策定するに当たっての方向性や考え方をお示ししたところである。

国において、平成22年度からの新たなプランである「子ども・子育てビジョン（仮称）」において、社会的養護体制の充実が図られるよう数値目標を掲げることとしている。

各自治体においても地域の実情を踏まえ社会的養護関連の計画の策定と実施に努めていただきたい。

(5) 施設機能見直しのための調査

平成19年11月の「社会的養護専門委員会報告書」で、

- ① 子どもの状態や年齢に応じた適切なケアを実施できるよう現行の施設類型のあり方を見直すとともに、人員配置基準や措置費の算定基準の見直し等を含めたケア改善に向けた方策を検討する必要がある。
- ② 見直しを具体的に進めるためには必要な財源の確保が不可欠であるとともに、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析することが必要。

との提言が行われ、これを受けて、施設内で行われているケアの現状を把握するための調査・分析を行い、その基本的な集計を社会的養護専門委員会へ報告したところ。

今後は、さらに詳細な集計・分析を進め、その結果や次世代育成支援策の再構築及び財源のあり方に関する議論を踏まえて施設機能の見直しについての検討を進めることとしている。

9. 母子保健対策について

(1) 妊婦健康診査等について

妊婦健康診査については、必要な回数（14回程度）の健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算（790億円）において、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助（1/2）と地方財政措置（1/2）により支援を行っているところである。

平成21年4月における公費負担の状況について調査を行ったところ、公費負担回数の全国平均は13.96回であった（平成20年4月時点では5.5回）。（関連資料19(P.92)参照）

各自治体におかれては、公費負担の更なる充実が図られるよう、引き続き積極的な取組みをお願いしたい。

また、妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図る上で、定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつけることが必要であることから、妊婦健診の受診を勧奨するため、厚生労働省において、健診の重要性の理解を促進するためのリーフレットデザインを作成し、ホームページに掲載している。各自治体におかれては、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

○ すこやかな妊娠と出産のために

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

(2) 不妊治療に対する支援について

子どもを持つことを望みながら不妊に悩む方々への施策については、引き続き一層の充実が求められているところである。

このため、体外受精及び顕微授精を対象に高額な不妊治療を選択せざるを得ない夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成事業を実施し、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成しているところである。平成21年度第1次補正予算においては給付額を1回当たり10万円から15万円に引き上げるとともに、不妊治療に関する啓発や広報に関する予算を計上したところであるが、平成22年度予算（案）においては給付実績等を勘案し、事業の継続実施に必要な予算を計上したところであるので、各都道府県等におかれては、不妊に関する

専門的な相談に応じる不妊専門相談センター事業と併せて積極的な取り組みをお願いします。

また、不妊治療の実施医療機関の指定については、平成21年5月に「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を改正し、「医療法施行規則に定められている安全確保のための体制確保」や「実施責任者の責務」などを明記したところであるので、引き続き各都道府県等におかれては実施医療機関の指定や再審査に当たって留意願いたい。

(3) 「健やか親子21」第2回中間評価について

21世紀の母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」については、平成21年3月から、厚生労働省において、「「健やか親子21」の評価等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、その取組について検討を進めているところである。

第1回検討会において、「健やか親子21」は、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画とともに、一体的に推進することが効果的であるとの結論に達し、平成22年度までの「健やか親子21」の実施期間を4年間延長し、平成26年度までとしたところである。

この検討会では、平成21年度内に、国民運動計画の実施状況の評価、今後5年間の重点取組等について検討を行い、報告書を取りまとめて、ホームページで公表する等、周知を図る予定である。各自治体におかれては、母子保健に関する計画策定及び見直しの際に、当該報告書を参考にするなどして、引き続き、「健やか親子21」の効果的な推進を図られたい。

10. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス） 対策等について

（1） 婦人相談所等の体制の強化について

平成20年度に婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者が24,879人（前年度23,758人）で相談理由の31.3%（前年度30.7%）を占めており、相談件数・割合ともに増加している。

また、一時保護された女性は6,613人（このほかに同伴家族5,532人）であり、そのうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,666人で70.6%を占めている。

一時保護委託契約施設数は261ヵ所（平成21年4月1日現在）であり、前年度と同数である。

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に対する対策としては、休日・夜間電話相談事業、婦人相談所職員等への専門研修、婦人相談所や婦人保護施設における心理療法担当職員の配置、婦人相談所一時保護所における同伴児童への対応等を行う指導員の配置、夜間警備体制の強化等様々な事業を実施し、被害者の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

平成22年度予算案では、人身取引被害者支援体制の強化を図るため、婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等に依頼するための経費や医療費を支弁することとしているので、被害者の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者の相談や保護等に関しては、安心こども基金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）等を活用した施設のバリアフリー化の推進や、専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保などにより、適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、DV被害者や人身取引被害者の安全確保、支援の充実に向けた一層の取組をお願いする。

(2) DV被害者に対する自立支援等について

DV被害者に対する自立支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、平成21年5月に総務大臣から厚生労働大臣に対し、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」の結果として、「一時保護の機能の充実」についての勧告が行われた。同勧告を踏まえ、同年11月に家庭福祉課長名で通知を発出し、

- ① 夜間・休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を經由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図ること
- ② 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図ること

等の留意事項をお示ししたところであるので、引き続き適切な対応をお願いしたい。

※「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について」（平成21年11月25日雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

(3) 人身取引被害者の保護について

人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所等に保護を求めてきた270名（平成13年4月1日～平成21年11月末現在）について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成17年度より、婦人相談所から民間シェルター等への人身取引被害者の一時保護委託を実施しているところであり、平成21年11月末までに91名の一時保護委託が実施されたところである。

「人身取引対策行動計画」（平成16年12月策定、以下「旧計画」という。）が策定されてから5年が経過し、その間、人身取引事犯の認知件数が減少するとともに、適切な被害者保護が図られるなど、旧計画に基づく各種対策は大きな成果を上げたと言える一方で、ブローカー等が被害者を偽装結婚させるなどして就労に制限のない在留資格をもって入国させるなど、人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきている。こうした国内情勢や、我が国の人身取引対策に対する国際社会の関心の高さ

等の内外からの指摘を踏まえ、このたび、第7回犯罪対策閣僚会議（平成21年12月22日）において、「人身取引対策行動計画2009」（以下「新計画」という。）が決定されたところである。

新計画には、婦人保護事業に関連する事項として、潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知、被害者に対する法的援助に関する周知等、中長期的な保護施策に関する検討等が盛り込まれている。

婦人相談所においては、一時保護所における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費の支弁、人身取引被害者の医療費の支弁（他法他制度が利用できない場合に限る）、弁護士等による法的な援助や調整等、鋭意取組を進めてきたところであるが、各都道府県においては、これらの事業を活用し、さらに、人身取引被害者に対する適切な保護・支援をお願いしたい。

1 1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

平成22年度予算(案)においては、児童養護施設等の整備や小規模化等の環境改善を推進するため、約50億円計上したところである。

また、児童入所施設の小規模グループケア加算を創設するとともに、児童相談所一時保護所における親子生活訓練室整備加算を対象とするほか、児童相談所一時保護所の本体整備の基礎点数を拡充する。交付基礎点数については、資材費及び労務費の動向を踏まえ1.8%引き上げる。

② 安心こども基金について

平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算において予算化された安心こども基金において、平成22年度まで、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしており、さらに平成21年度第2次補正予算案においては、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した、小規模な認可保育所(分園等)の設置に係る施設整備・賃借料・改修費及び家庭的保育の実施場所の改修費・賃借料について補助基準額及び補助率を引き上げを行うこととしている。

③ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金について

平成21年度第1次補正予算において予算化された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金において、児童養護施設等の児童入所施設等の耐震化整備等を実施することとしているので積極的にご活用いただきたい。

④ 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防災対策の取り組み

社会福祉施設の防災対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は、

最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

とりわけ、乳児院などについては、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月1日に施行され、スプリンクラー設備は延べ面積275㎡以上、自動火災報知器及び消防機関へ通報する火災報知設備は規模に関わらず設置が義務づけられていることから（既存施設については、平成24年3月までの経過措置あり。）、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

イ 地すべり防止区域等に所在する社会福祉施設の防災対策について

地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）をもって、関係省庁と連携して、社会福祉施設の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、関係部局との連携を強化し、指定区域等に所在する社会福祉施設の防災対策に留意されたい。

ウ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）の協議について」（平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担（補助）金」により国庫負担（補助）してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び

平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑤ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について（通知）」（平成20年9月11日雇児発第0911001号、社援発第0911001号、障発第0911001号、老発第0911001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、使用実態調査の結果を公表し、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設等への対応、アスベストに係る施設の安全管理等、関係部局との連携などについて、適切な対応をお願いしているところであり、引き続き施設におけるアスベスト対策に万全を期されたい。

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

⑥ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この中で添付している国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長より発出された「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について（平成20年8月26日国都公景第21号通知）」は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

イ 社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

② 感染症の予防対策等

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

ア 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)対策については、新型インフルエンザ対策本部決定の「基本的対処方針」及びその運用指針等により、感染の拡大状況に応じた対策が行われているところであり、児童福祉施設における対応についても感染予防対策やサーベイランス体制への協力などについて、各種通知・事務連絡により適切な対応をお願いしているところである。各都道府県等においては常に新型インフルエンザに係る最新の情報を収集し管内児童福祉施設等における感染予防対策に係る指導及び周知を図られるようお願いする。

(参考)

- 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- 新型インフルエンザ対策関連情報（自治体の方々へ）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html
- 国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 保育所における感染症対策ガイドライン
<http://www.mhlw.go.jp/za/0831/d01/d01.pdf>
- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」（平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成）

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
 (平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
 (平成15年7月25日社援基発第725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」
 (平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」
 (平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

ウ その他

また、男女共同参画基本計画（平成17年12月27日閣議決定）において、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努める旨が規定されているところであり、社会福祉施設等内におけるセクシャル・ハラスメントについて、その防止に努めるよう管内社会福祉施設等に対して指導願いたい。

③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、保育料徴収事務及び児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

④ 児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日雇児総発第402号)
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について(依頼)」(平成15年12月24日雇児総発第1224001号)
- ・「地域における児童の安全確保について」(平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号)
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」(平成18年8月3日雇児総発第0803002号)

12. その他

○ 子育て応援特別手当（平成21年度版）の準備経費及び執行停止に伴う経費について

子育て応援特別手当（平成21年度版）については、執行停止に伴い、準備を進めていただいた地方公共団体には、大変ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、準備経費及び執行停止に伴う経費については、以下のとおり、適切に対応させていただくこととしています。

- ① 子育て応援特別手当（平成21年度版）事務取扱交付金
市町村が行う子育て応援特別手当（平成21年度版）の支給の準備に伴う実施事務及び都道府県が行う連絡調整等に必要な経費を交付金の対象とする。
- ② 子育て応援特別手当（平成21年度版）特別事務取扱交付金
子育て応援特別手当（平成21年度版）の執行停止に伴い、市町村及び都道府県において発生する違約金、撤去費、執行停止の広報・周知経費及び残務処理等に必要な経費を交付金の対象とする。
※詳細については、追って通知。

(関 連 資 料)

子ども手当の創設(新規)

1兆4,722億円

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。(給付費1兆4,556億円、事務費166億円)

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

(注1) 公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担金は1兆4,980億円。)

(注2) 給付費総額は2兆2,554億円である。

(注3) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注4) 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

子ども手当の創設について

1. 概要

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額13,000円を支給する。

- ・所得制限は設けない。
 - ・支給事務の主体は市区町村(公務員については所属庁)。
 - ・支払月は6月、10月、2月。
 - ・子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については、全額を所属庁から支給)
- ※児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資として実施。

2. 平成22年度予算案

＜給付費＞：2兆2,554億円(10か月分)
(国庫負担金：1兆4556億円)

＜事務費＞：166億円

- ※ 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費(123億円)を平成21年度第二次補正予算案に計上。

3. 法案

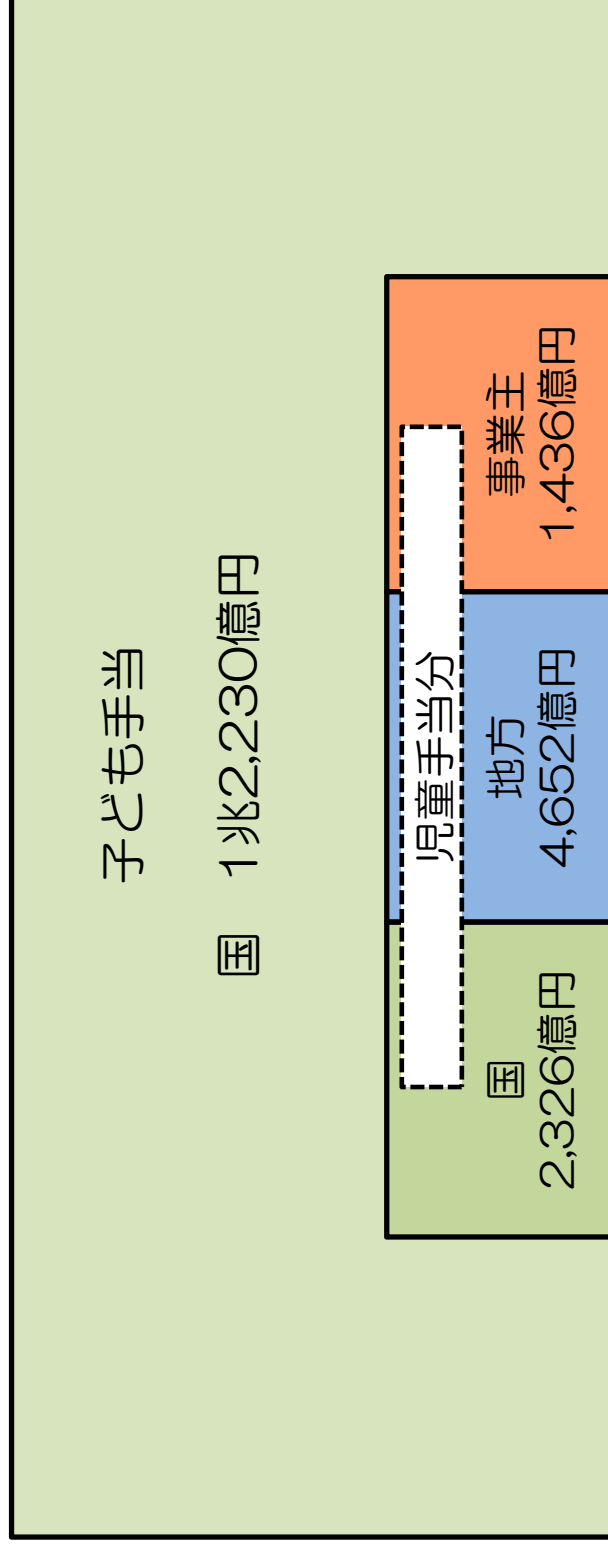
平成22年度分の子ども手当の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出予定。

(施行日は平成22年4月1日)

- ※ 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出。

子ども手当の創設（平成22年度予算案）

- 子ども手当の創設（国庫負担金） 1兆4,722億円
 [うち、給付費：1兆4,556億円（10か月分を計上）
 事務費：166億円（市町村分164億円）]



※1 上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。

(国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円)

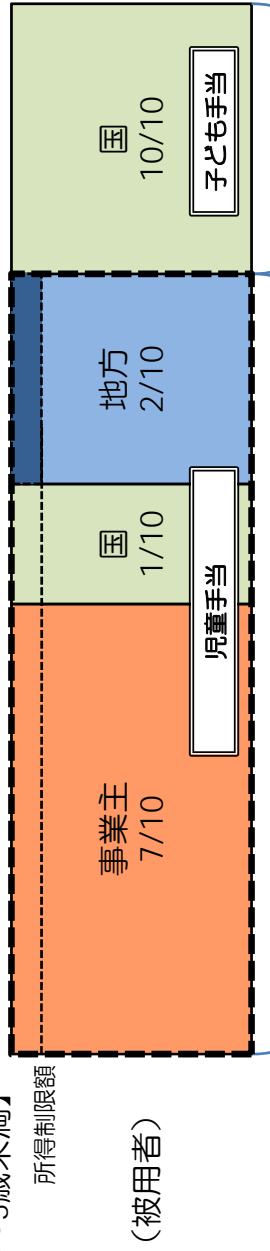
※2 地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。

※3 子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度二次補正予算案に前倒し計上。

(資料3)

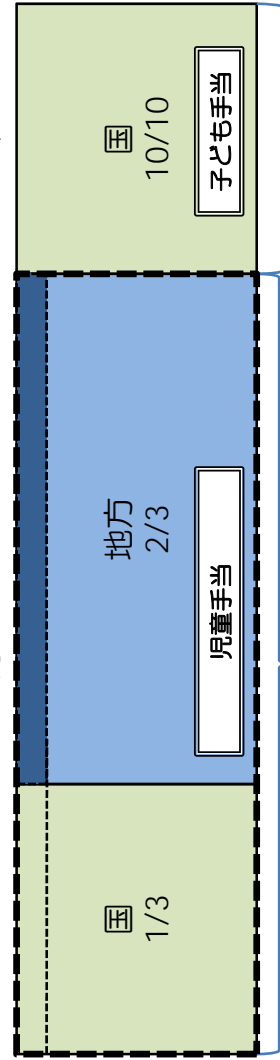
平成22年度における子ども手当に係る費用負担について

【0歳～3歳未満】

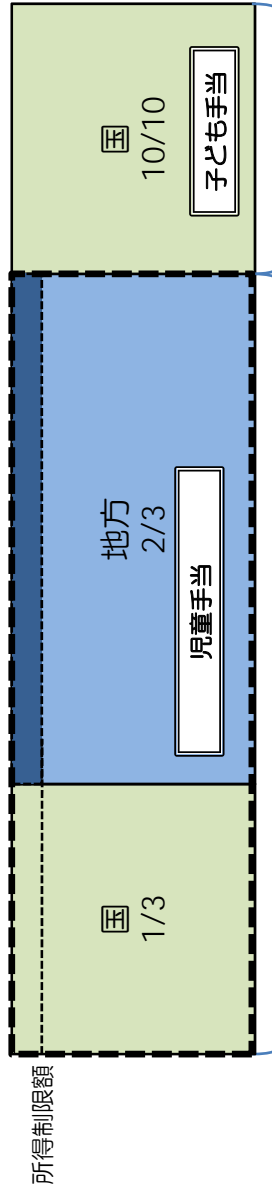


所得制限額

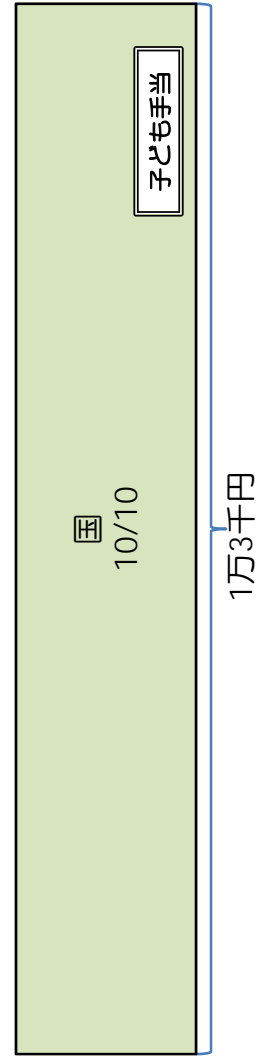
(非被用者)



【3歳～小学校修了前】



【中学生】



所得制限を設けないため、特別給付や所得制限超に係る者については、児童手当（又は小学校修了前特別給付）の費用負担割合を適用。
これに伴う地方負担の増（左記の [] 部分）については、地方公共団体の実質的な負担とならないよう、別途、新たに地方特別交付金により措置。
（地方特別交付金については、上記のほか、地方公務員分の増分等を含め、2,337億円。）

年金特別会計児童手当勘定の主な歳出（平成22年度予算案）

（単位：百万円）

事 項	平成22年度 予 算 案	備 考
子ども手当交付金	1,599,209	・ 10か月分 ・ 支給対象児童1,588万人(公務員除く。)
児童手当交付金	70,675	・ 2か月分
児童育成事業費	76,409	
子ども手当事務取扱交付金（市町村分）	16,448	経常経費9,761、初度経費6,687
子ども手当調整事務費補助金（都道府県分）	39	初度経費39 ※子ども手当事務取扱交付金及び子ども手当調整事務費補助金については、子ども手当の創設及び支給対象者の増分に係る支給に要する事務費（児童手当分を除く）が対象。

※上記には地方公務員分は含まれていない。

（資料5）

子ども手当交付金の算定について（検討中）

市町村における子ども手当（1万3千円）の給付費に占める国、都道府県、市町村のそれぞれの費用負担の割合を児童手当分を含めて計算すると下表のとおりであり、国庫負担金（子ども手当交付金）は、次により算定することとなる。

国庫負担金（子ども手当交付金）＝各々の支払対象児童数×月額（1万3千円）×支払月数（10か月）×費用負担の割合

支給対象児童	国	都道府県	市町村
0歳～3歳未満	11/13	1/13	1/13
	19/39	10/39	10/39
3歳以上～	29/39	5/39	5/39
小学校修了前	19/39	10/39	10/39
中学生	10/10	-	-

※上記の負担割合は、子ども手当の額（1万3千円）に占める負担割合を示したものであり、国の負担割合には、児童手当分と子ども手当分の負担が含まれる。

※所得制限を設けないため、特例給付や所得制限超に係る者についても、児童手当（小学校修了前特例給付）の費用負担割合を適用。

※上記には地方公務員分は含まれていない。

子ども手当の円滑な実施(システム経費)

平成21年度第二次補正予算

○予算額 123億円

○概要

子ども手当の円滑な実施を図るため、その準備のための市町村（特別区を含む）における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

〔補助対象〕 市町村（特別区を含む）

〔補助額〕 原則人口規模に応じて補助

平成 22 年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成 22 年度予算に計上するとともに、平成 22 年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。

(1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額 13,000 円を支給する。

(2) 所得制限は設けない。

(3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。

(4) (3) 以外の費用については、全額を国庫が負担する。

(5) 公務員については、所属庁から支給する。

(6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

2. 平成 23 年度における子ども手当の支給については、平成 23 年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成 23 年度以降の支給のための所要の法律案を平成 23 年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。
4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

**平成22年度保育所運営費国庫負担金における
保育所徴収金基準額表(案)**

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
第8階層	734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)	

仕事と家庭の両立支援対策の概要

育児・介護休業法等の施行

妊娠・出産後の母性保護、母性健康管理

- ・産前産後休業(産前6週、産後8週)
- ・軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ・医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- ・妊娠・出産を理由とする解雇の禁止 等

仕事と家庭を両立しやすい諸制度の整備

- ・子が満1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月※)まで(保育所に入所できない場合は最大1歳半まで)の育児休業等の権利を保障
 - ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除を事業主に義務づけ※
 - ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等
- ※平成21年7月1日公布の改正法により拡充。施行日は原則として平成22年6月30日。

事業主への支援・取組促進

次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と家庭を両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・公表・従業員への周知
(301人以上は義務、300人以下は努力義務 ※平成23年4月から101人以上は義務)
- ・計画に定めた目標の達成など、一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)

助成金を通じた事業主への支援

- ・事業所内保育施設、短時間勤務制度など、両立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰(均等・両立推進企業表彰)
- ・両立のしやすさを点検・評価するための「両立指標」の開発・普及

労働者への支援

保育ニーズへの対応

- ・「新待機児童ゼロ作戦」の推進、延長保育や休日保育など多様な保育サービスの実施
- ・放課後児童クラブの推進
- ・「ファミリー・サポート・センター」の設置促進

育児等によりいったん離職した方への再就職・再就業支援

- ・登録制による定期的な情報提供、個々の希望に応じた再就職プランの策定支援
- ・「マザーズハローワーク」等で、担当者制によるきめ細かい相談等の支援
- ・メンター紹介事業の実施等による起業支援

希望する方すべてが子育てが安心して働くことができる社会の実現

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※ これらに合わせ、育児休業給付についても所要の改正

3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

4 実効性の確保

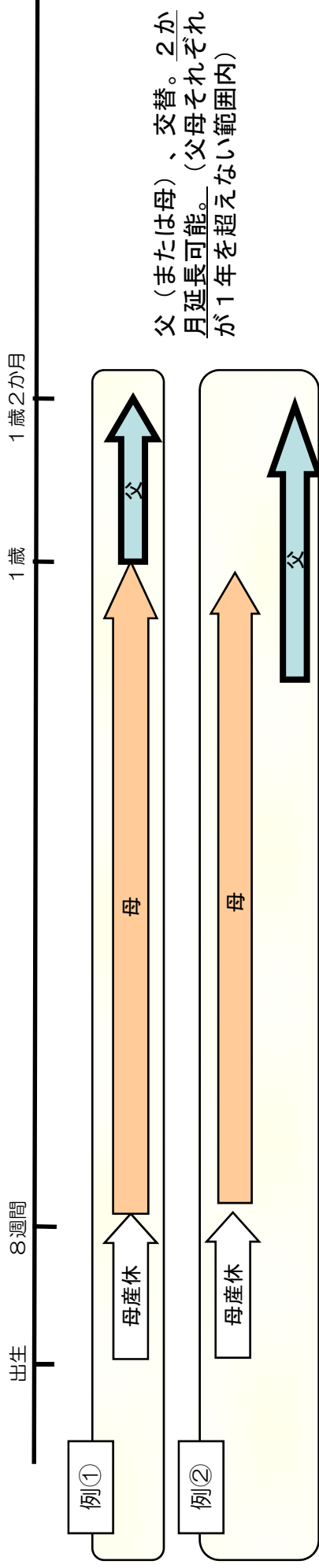
- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をしなかった者に対する過料を創設する。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については3年以内の政令で定める日。) 4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

父親も子育てができる働き方の実現

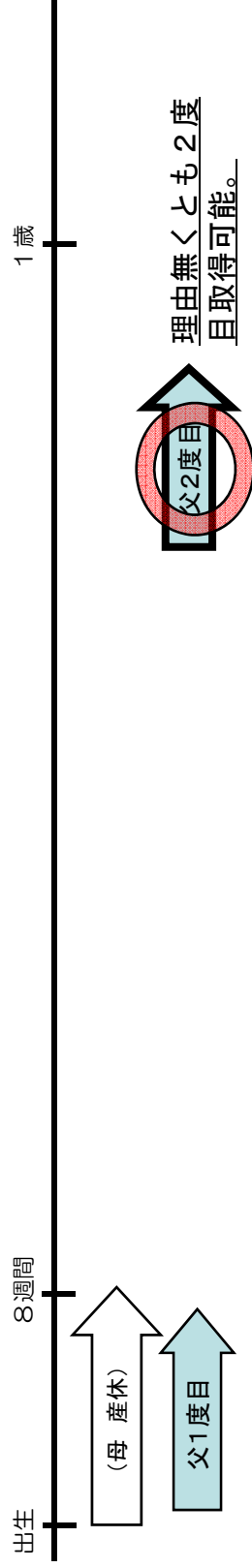
(1) 父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長

- 父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまでの間に、1年まで休業することを可能とする。



(2) 出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

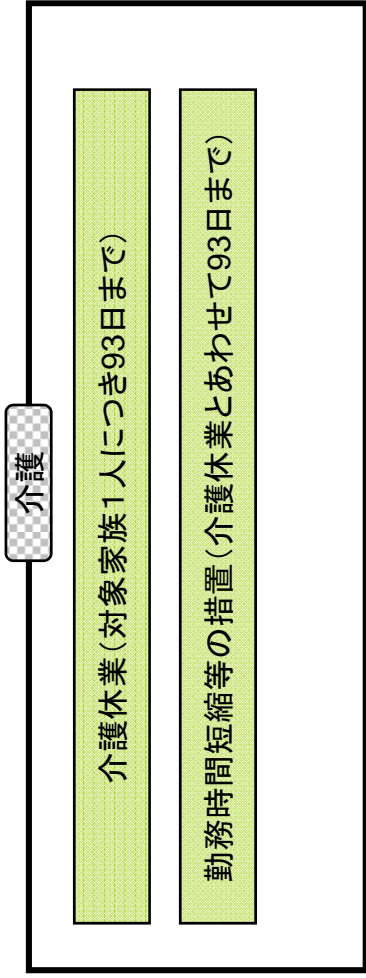
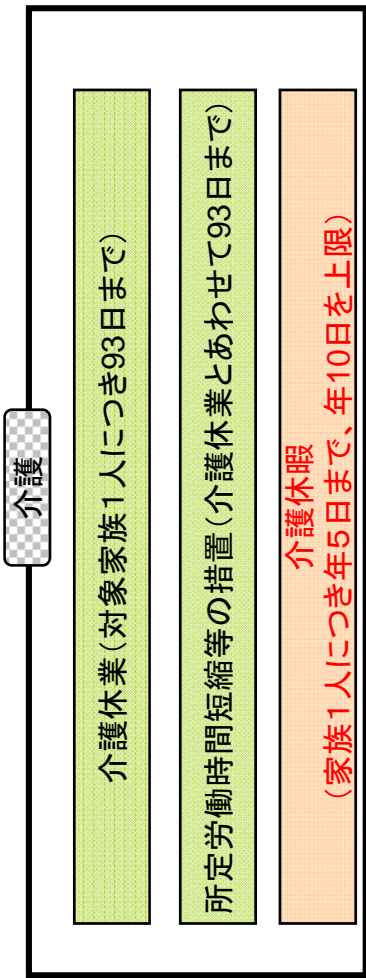
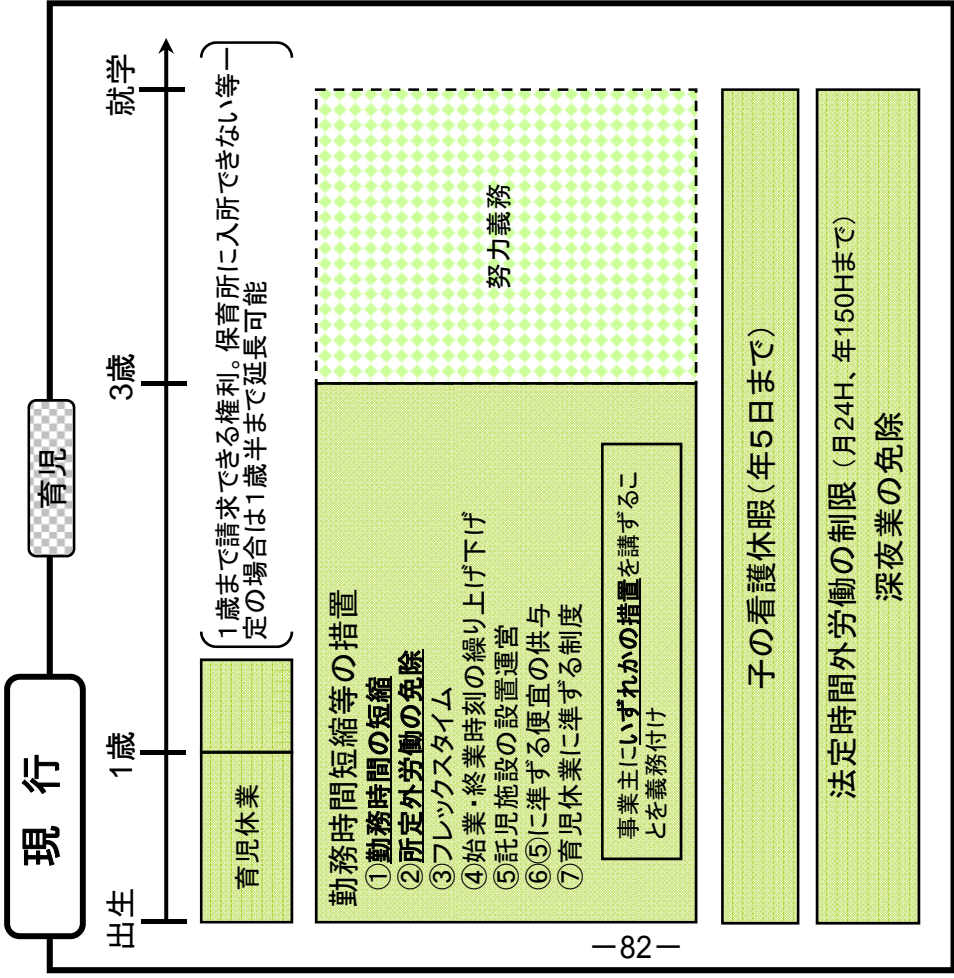
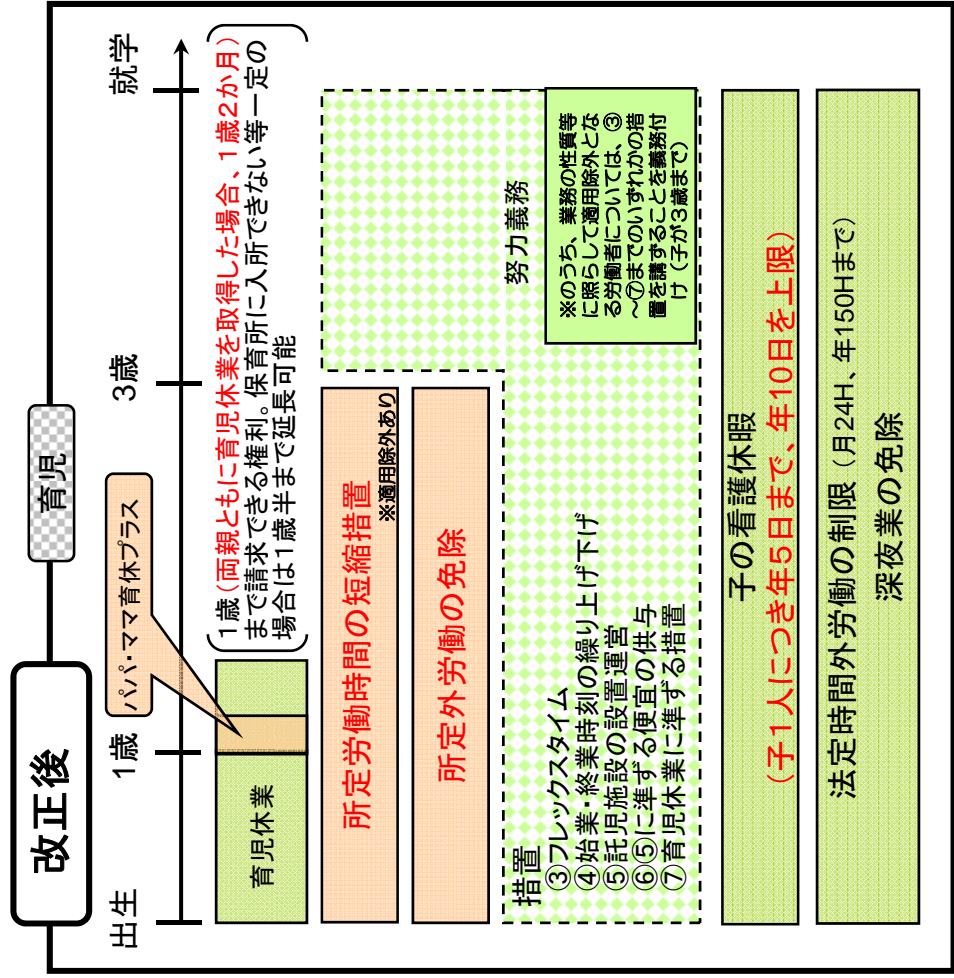
- 配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特例として育児休業を再度取得できるよう要件を緩和する。



(3) 労使協定による専業主婦（夫）取得除外規定の廃止

- 労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦（夫）である場合等、常態として子を養育することができる労働者からの育児休業取得の申出を事業主が拒むことを可能としている制度を廃止する。

育児・介護休業制度の見直しについて(イメージ)



育児・介護休業法の概要

※下線部は、平成21年6月の法改正により改正された部分。

施行日：原則として平成22年6月30日(ただし、4, 5, 6については100人以下企業は平成24年6月30日(予定))

1 育児休業制度

労働者(日々雇用される者を除く。以下同じ。)は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間)の間(子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで)、育児休業をすることができる。

※ 育児休業については、次のいずれにも該当する有期契約労働者も対象

- ① 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ② 子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用関係が終了することが申出時点において明らかである者を除く)

2 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業をすることができる。

※※ 介護休業についても同様の考え方で有期契約労働者も対象

3 子の看護休暇制度

小学校入学までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができる。

4 介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために、休暇を取得することができる。

5 短時間勤務等の措置

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについて、労働者の申出に基づく短時間勤務の措置を講じなければならない。

事業主は、常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者で介護休業をしていないものについて、次のいずれかの措置を講じなければならない。

短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ下げ、介護費用の援助措置

6 所定外労働の免除

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない。

7 時間外労働の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合は、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

8 深夜業の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合は、深夜において労働させてはならない。

9 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が上記1～8の申出をしたこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。(※4～8については、今回の法改正により追加)

10 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に配慮しなければならない。

次世代育成支援対策推進法(改正後の概要)

(平成17年4月から10年間の時限立法)

○ 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

○ 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

※ 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定める。

地方公共団体行動計画の策定

①市町村行動計画

②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

事業主行動計画の策定・公表・周知

①一般事業主行動計画(企業等)

→ 大企業(301人以上): 義務

中小企業(101人以上): 義務(23年4月~)

中小企業(100人以下): 努力義務

一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)

②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

策定支援等

施策・取組への協力等

次世代育成支援対策地域協議会

・都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

・事業主団体等による情報提供、相談等の実施

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

[平成17年4月1日～]

行動計画の策定

- ・大企業(301人以上)
→義務
 - ・中小企業(300人以下)
→努力義務
- ※改正法により平成23年4月からは101人以上に義務化

届出・実施

- ・各都道府県労働局に届出
- ・計画の公表・従業員へ周知(※H21年4月から)
- ・目標達成に向けて計画実施

計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

[平成19年4月1日～]

厚生労働大臣による認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
 - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
 男性:年に〇人以上取得
 女性:取得率〇%以上
 - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
 - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
 - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
 - 目標〇 …… ■ ■ ■
 - 対策 …… ■ ■ ■

〇届出状況(平成21年9月末時点)

- 301人以上企業の **98.2%**
- 300人以下企業 **21,070社**
(101人以上300人以下企業の8.1%)
- 規模計届出企業数 **34,548社**
- 〇認定状況(平成21年9月末時点)
認定企業 **780社**

認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など



次世代認定マーク「くるみん」

都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成21年9月末現在)

	常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	①内、常時雇用労働者301人以上の企業数		②内、常時雇用労働者300人以下の企業数		(ア)内、常時雇用労働者101人以上の企業数		(イ)内、常時雇用労働者100人以下の企業数	認定企業数
				届出率		届出率		届出率			
	(A)	(B)		(C)	((C)/(A)×100)%		(D)	((D)/(B)×100)%			
1 北海道	427	1,867	1,105	413	96.7%	692	76	4.1%	616	8	
2 青森県	103	286	280	103	100.0%	177	58	20.3%	119	5	
3 岩手県	104	264	312	100	96.2%	212	40	15.2%	172	2	
4 宮城県	195	632	427	195	100.0%	232	53	8.4%	179	6	
5 秋田県	79	271	315	76	96.2%	239	53	19.6%	186	3	
6 山形県	98	350	300	96	98.0%	204	24	6.9%	180	2	
7 福島県	165	365	392	165	100.0%	227	51	14.0%	176	3	
8 茨城県	198	651	410	187	94.4%	223	44	6.8%	179	6	
9 栃木県	131	442	629	131	100.0%	498	37	8.4%	461	4	
10 群馬県	144	650	534	140	97.2%	394	36	5.5%	358	6	
11 埼玉県	351	985	847	349	99.4%	498	67	6.8%	431	11	
12 千葉県	320	1,231	647	311	97.2%	336	63	5.1%	273	11	
13 東京都	3,978	7,743	8,198	3,962	99.6%	4,236	446	5.8%	3,790	387	
14 神奈川県	743	2,114	1,316	728	98.0%	588	127	6.0%	461	21	
15 新潟県	218	720	623	218	100.0%	405	51	7.1%	354	4	
16 富山県	109	458	749	108	99.1%	641	103	22.5%	538	8	
17 石川県	121	370	1,090	121	100.0%	969	318	85.9%	651	7	
18 福井県	60	218	567	59	98.3%	508	36	16.5%	472	4	
19 山梨県	54	259	229	54	100.0%	175	29	11.2%	146	2	
20 長野県	209	762	593	204	97.6%	389	30	3.9%	359	17	
21 岐阜県	167	593	504	163	97.6%	341	41	6.9%	300	17	
22 静岡県	323	950	771	298	92.3%	473	65	6.8%	408	7	
23 愛知県	890	2,263	1,723	862	96.9%	861	146	6.5%	715	38	
24 三重県	139	550	327	137	98.6%	190	39	7.1%	151	4	
25 滋賀県	89	253	649	88	98.9%	561	50	19.8%	511	4	
26 京都府	263	559	562	263	100.0%	299	49	8.8%	250	17	
27 大阪府	1,322	2,589	1,976	1,282	97.0%	694	106	4.1%	588	81	
28 兵庫県	462	1,537	1,083	462	100.0%	621	120	7.8%	501	25	
29 奈良県	70	282	168	70	100.0%	98	22	7.8%	76	3	
30 和歌山県	48	137	150	47	97.9%	103	15	10.9%	88	3	
31 鳥取県	42	171	166	40	95.2%	126	12	7.0%	114	1	
32 島根県	45	224	282	43	95.6%	239	22	9.8%	217	1	
33 岡山県	196	470	578	192	98.0%	386	48	10.2%	338	8	
34 広島県	336	1,039	1,008	328	97.6%	680	94	9.0%	586	10	
35 山口県	108	456	569	104	96.3%	465	35	7.7%	430	2	
36 徳島県	43	188	184	43	100.0%	141	22	11.7%	119	2	
37 香川県	100	344	258	98	98.0%	160	32	9.3%	128	7	
38 愛媛県	129	266	286	129	100.0%	157	17	6.4%	140	3	
39 高知県	54	242	245	54	100.0%	191	31	12.8%	160	1	
40 福岡県	446	1,030	1,026	438	98.2%	588	73	7.1%	515	11	
41 佐賀県	62	272	192	60	96.8%	132	30	11.0%	102	0	
42 長崎県	89	429	288	89	100.0%	199	40	9.3%	159	0	
43 熊本県	124	556	392	123	99.2%	269	31	5.6%	238	4	
44 大分県	64	312	505	61	95.3%	444	34	10.9%	410	1	
45 宮崎県	78	331	309	76	97.4%	233	33	10.0%	200	2	
46 鹿児島県	140	474	498	129	92.1%	369	40	8.4%	329	8	
47 沖縄県	86	253	286	79	91.9%	207	34	13.4%	173	3	
合計	13,722	37,408	34,548	13,478	98.2%	21,070	3,023	8.1%	18,047	780	

平成22年度 放課後子どもプラン推進事業費補助金
放課後児童健全育成事業等分単価(基準額)(案)

平成22年度基準額(案)	平成21年度基準額
<p>1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費</p> <p>(1)開設日数250日以上</p> <p>①児童数10～19人 <u>1,041千円</u></p> <p>②児童数20～35人 <u>1,885千円</u></p> <p>③児童数36～45人 <u>3,026千円</u></p> <p>④児童数46～55人 <u>2,873千円</u></p> <p>⑤児童数56～70人 <u>2,719千円</u></p> <p>⑥児童数71人以上 <u>2,566千円</u></p> <p>⑦開設日数加算 13千円</p> <p>⑧長時間開設加算</p> <p>(ア)平日分 <u>215千円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分 <u>97千円</u></p> <p>(2)特例分(開設日数200～249日)</p> <p>①児童数20人以上 <u>1,814千円</u></p> <p>②長時間開設加算 <u>215千円</u></p> <p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 7,000千円</p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000千円</p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000千円</p> <p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1)ボランティア派遣事業 <u>463千円</u></p> <p>(2)放課後児童等の衛生・安全対策事業 584千円</p> <p>(3)障害児受入推進事業 <u>1,472千円</u></p> <p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 950千円</p>	<p>1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費</p> <p>(1)開設日数250日以上</p> <p>①児童数10～19人 <u>995千円</u></p> <p>②児童数20～35人 <u>1,630千円</u></p> <p>③児童数36～70人 <u>2,426千円</u></p> <p>④児童数71人以上 <u>3,222千円</u></p> <p>⑤開設日数加算 13千円</p> <p>⑥長時間開設加算</p> <p>(ア)平日分 <u>202千円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分 <u>91千円</u></p> <p>(2)特例分(開設日数200～249日)</p> <p>①児童数20人以上 <u>1,651千円</u></p> <p>②長時間開設加算 <u>202千円</u></p> <p>2 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>(1)放課後児童クラブ設置促進事業 7,000千円</p> <p>(2)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000千円</p> <p>(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000千円</p> <p>3 放課後児童クラブ支援事業費</p> <p>(1)ボランティア派遣事業 <u>454千円</u></p> <p>(2)放課後子どもプラン実施支援等事業 <u>750千円</u></p> <p>(3)放課後児童等の衛生・安全対策事業 584千円</p> <p>(4)障害児受入推進事業 <u>1,421千円</u></p> <p>4 放課後児童指導員等資質向上事業費 950千円</p>

事務連絡
平成21年12月22日

都道府県
各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

(本件担当)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
育成環境係 齊藤、岡田

Tel.03-5253-1111 内7905、7910

雇児母発1221第1号

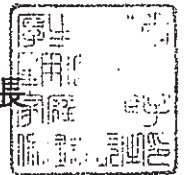
平成21年12月21日

各

都道府県
政令市
特別区

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について

標記について、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号（以下「省令様式」という。）以外の任意記載事項様式（50頁以降）について、別添の通り改めますので、貴管内市町村において、平成22年4月1日以降に交付する母子健康手帳にその内容を反映いただくようお願いします。

なお、今回は省令様式について改正を行う予定はないことを、念のため申し添えます。

(抜 粋)

頁	新 (2 2 年 度)	旧 (2 1 年 度)								
86	<p>◎ 養育上の悩みやしつけなどに関する相談 地域子育て支援センター、保育所、児童館、主任児童委員(※)、 民生・児童委員(※)、福祉事務所、児童相談所</p> <table border="1" data-bbox="794 1093 866 1955"> <tr> <td>名 称</td> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>※厚生労働大臣から委嘱され、子育ての不安や妊娠中の心配ことな <u>どの相談、援助、福祉事務所を始め関係機関との調整など必要な支 援を行っています。</u></p>	名 称	連絡先			<p>◎ 養育上の悩みやしつけなどに関する相談 地域子育て支援センター、保育所、児童館、主任児童委員、民生 ・児童委員、福祉事務所、児童相談所</p> <table border="1" data-bbox="794 174 866 1037"> <tr> <td>名 称</td> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(中略)</p>	名 称	連絡先		
名 称	連絡先									
名 称	連絡先									

「地域子育て環境づくり支援事業」について

(参 照)

- 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日児発第396号)別添7「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」
- 「児童環境づくり基盤整備事業の国庫補助について」(平成9年6月5日厚生省発児第72号)

(事業内容) 地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員(主任児童委員を含む)等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(実施主体) 都道府県・指定都市・中核市

(補助率) 1/3(負担割合 国1/3、都道府県・指定都市・中核市2/3)

(基準額) 都道府県・指定都市・中核市1か所当たり年額

(平成22年度(案)) 935,000円

妊婦健康診査の公費負担の状況について（平成21年4月1日現在）

回数	市区町村数	割合
無制限	10	0.6%
20回	1	0.1%
19回	1	0.1%
18回	0	0.0%
17回	0	0.0%
16回	4	0.2%
15回	52	2.9%
14回	1,707	94.8%
13回	1	0.1%
12回	0	0.0%
11回	0	0.0%
10回	16	0.9%
9回	0	0.0%
8回	0	0.0%
7回	0	0.0%
6回	2	0.1%
5回	5	0.3%
4回	0	0.0%
3回	1	0.1%
合計	1,800	100.0%

全国平均（回） 13.96
（無制限を除く）

都道府県名	14回以上 （無制限含む） （市区町村数）	14回未満 （市区町村数）	公費負担額 （平均）
北海道	179	1	87,712
青森県	40	0	100,286
岩手県	35	0	73,996
宮城県	33	3	99,986
秋田県	25	0	88,000
山形県	35	0	75,000
福島県	59	0	78,793
茨城県	44	0	95,397
栃木県	30	0	73,000
群馬県	38	0	85,640
埼玉県	70	0	77,725
千葉県	56	0	89,545
東京都	62	0	79,740
神奈川県	33	0	61,295
新潟県	31	0	98,050（注）
富山県	15	0	85,360
石川県	19	0	90,270
福井県	17	0	93,200
山梨県	28	0	84,214
長野県	80	0	88,095（注）
岐阜県	42	0	78,707
静岡県	37	0	89,892
愛知県	61	0	91,216
三重県	29	0	81,916

都道府県名	14回以上 （無制限含む） （市区町村数）	14回未満 （市区町村数）	公費負担額 （平均）
滋賀県	26	0	94,125
京都府	26	0	86,840
大阪府	29	14	39,813
兵庫県	41	0	76,932
奈良県	39	0	80,141
和歌山県	30	0	91,757
鳥取県	19	0	84,780
島根県	21	0	99,906
岡山県	27	0	93,940
広島県	23	0	87,593
山口県	20	0	111,127
徳島県	24	0	108,130
香川県	17	0	70,500
愛媛県	20	0	60,635
高知県	34	0	94,000
福岡県	59	7	89,833
佐賀県	20	0	92,500
長崎県	23	0	98,000
熊本県	47	0	93,600
大分県	18	0	72,440（注）
宮崎県	28	0	80,808
鹿児島県	45	0	94,300
沖縄県	41	0	94,710
合計	1,775	25	85,759（注）

（注）公費負担額が明示されていない市区町村は除く

「人身取引対策行動計画2009」の概要

現行計画(平成16年12月策定)

在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し、人身売買罪の創設、取締りの徹底、被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等各種施策を着実に実施 ⇒ 我が国の人身取引対策は大きく前進(人身取引事犯の減少、適切な被害者保護等)

国内情勢

被害者の在留資格について、「日本人の配偶者等」の割合が増加するなど、人身取引手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘

⇒ 内外からの指摘を踏まえ、人身取引を取り巻く情勢に真摯に対応する必要

国際的な関心の高さ

国連特別報告者の見解
「日本が多くの人身取引被害者の目的地国となっている」

人身取引の実態把握の徹底

総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引の防止

- (1) 潜在的被害者の入国防止
 - 出入国管理の強化
 - 偽変造文書対策の強化
- (2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
 - 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止
 - **不法就労対策を通じた人身取引の防止** (※)

3 人身取引被害者の保護

- (1) 被害者の認知
 - **潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知**
 - **取締り過程における被害者の発見** (※)
- (2) 被害者保護の徹底
 - 被害者としての立場への配慮
 - 被害者の法的地位の安定
 - シェルターの提供と支援
 - 婦人相談所における母国語による通訳サービス
 - **被害者に対する法的援助に関する周知等**
- (4) 被害者保護施策の更なる充実
 - **中長期的な保護施策に関する検討等**
 - **男性被害者の保護施策に関する検討**
- (5) 帰国支援の推進
 - 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

2 人身取引の撲滅

- (1) 取締りの徹底
 - 人身取引事犯の取締りの徹底
 - 売春事犯等の取締りの徹底
 - **児童の性的搾取に対する厳正な対応**
 - **悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底** (※)
- (2) 国境を越えた犯罪の取締り
 - 外国関係機関との連携強化
 - 国際捜査共助の充実化

4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

- (1) 国際的取組への参画
 - 人身取引議定書の締結
- (2) 国民等の理解と協力の確保
 - **人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等**
 - **性的搾取の需要側への啓発**
- (3) 人身取引対策の推進体制の強化
 - 関係行政機関職員の知識・意識の向上
 - **関係行政機関の連携強化・情報交換の推進**
 - **外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携**

注: **太字**は、新規に講ずる施策。※については、現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったもの。

厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成21年11月30日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計270人。うち264人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくはは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.7歳。

○年度別保護実績（合計270人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	39人（タイ人22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）
平成21年度	9人（タイ人4人・フィリピン2人・中国2人・台湾1人）

○都道府県別保護実績（合計270人）

愛知県	54人	長野県	33人	千葉県	30人	東京都	**28人	栃木県	24人
秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	12人	広島県	*9人	鳥取県	9人
群馬県	9人	神奈川県	8人	大阪府	7人	福岡県	6人	茨城県	5人
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人				
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県 各1人									

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

**3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

○一時保護委託実績（270人のうち91人）

平成17年4月1日～平成21年11月30日までに91人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 *35人・母子生活支援施設32人・民間シェルター24人
児童自立援助ホーム1人

*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

○平均保護日数 33.0日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

